

第2次軽井沢町自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない軽井沢町を目指して～

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

軽井沢町

はじめに

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法が施行されて以降、「社会の問題」と認識されるようになり、全国的にも「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す施策が推進されています。国を挙げた自殺対策の結果、自殺者数は減少傾向にはありますが、依然として毎年 2 万人を超える方の尊い命が自殺により失われています。



当町においては、「自殺対策基本法」及び自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」に基づき、平成 30（2018）年度に「軽井沢町自殺対策推進計画～誰も自殺に追い込まれることのない軽井沢町を目指して～」を策定し、関係団体、学校、地域と連携して自殺予防に向けた取組を推進してきました。具体的には、総合的な自殺対策について協議する「軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会」の開催、町職員及び教育関係者を対象とした「ゲートキーパー（※）養成講座」などを実施してきました。

この度、前計画に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない軽井沢町」の実現を目指し、令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 次軽井沢町自殺対策推進計画」を策定いたしました。国全体ではコロナ禍の影響により、減少が続いていた自殺者数は増加に転じ、特に女性及び小中高生の自殺が増えており、新たな課題への支援を推進する必要性も高まっています。こうした傾向を念頭において、町民の皆様とともに、保健・医療・教育・福祉・労働・その他地域関係機関との連携を図りながら、軽井沢町全体で取組を推進してまいります。引き続き、身近な人の命を支え、誰も自殺に追い込まれることのない、住み良いまちづくりを実現するため、今後ともよりいっそうのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会の委員の皆様並びにアンケート調査及びパブリックコメントにご協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

（※）ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

令和 6 年 3 月

軽井沢町長 土屋 三千夫

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 第1節 計画策定の背景..... | 1 |
| 第2節 計画の期間..... | 1 |
| 第3節 計画の位置づけ..... | 2 |
| 第4節 計画の策定体制..... | 3 |
| 第2章 軽井沢町の現状と課題 | 4 |
| 第1節 統計データからみる現状..... | 4 |
| 第2節 アンケート調査結果からみる現状..... | 11 |
| 第3節 取組指標の達成状況..... | 32 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 34 |
| 第1節 計画の基本理念..... | 34 |
| 第2節 計画の基本認識..... | 35 |
| 第3節 自殺対策の基本方針..... | 37 |
| 第4節 施策の体系..... | 39 |
| 第5節 本計画の数値目標..... | 40 |
| 第6節 持続可能な軽井沢目標“S軽Gs”の視点に立った施策の推進..... | 41 |
| 第4章 基本施策の推進 | 42 |
| 基本施策1 軽井沢町におけるネットワークの強化..... | 42 |
| 基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化..... | 43 |
| 基本施策3 町民への啓発と周知..... | 45 |
| 基本施策4 生きることの促進要因への支援..... | 48 |
| 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進..... | 57 |
| 第5章 重点施策の推進 | 59 |
| 重点施策1 高齢者..... | 59 |
| 重点施策2 生活困窮者・無職・失業者..... | 64 |
| 重点施策3 子ども・若者..... | 67 |
| 重点施策4 勤務・経営者..... | 72 |
| 第6章 自殺対策の推進体制 | 74 |
| 第1節 計画の推進体制..... | 74 |
| 第2節 計画の進行管理..... | 75 |
| 第3節 計画の取組指標..... | 76 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 資料編 | 78 |
| 1 軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会設置要綱..... | 78 |
| 2 軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会委員名簿..... | 79 |
| 3 計画の策定経過..... | 80 |

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年から14年間に渡り、年間3万人を超える深刻な状態にありました。その後、自殺者数は年々減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによって自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより令和2年には増加に転じ、依然として2万人を超える状況が続いています。そして、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率についても主要先進7か国（G7）の中で最も高くなっています。

これまで、自殺は「個人の問題」として捉えられていましたが、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されたことにより「社会の問題」として認識されるようになりました。その後、平成28年4月に施行された改正「自殺対策基本法」において、自殺対策における地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられること、すべての人が個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、すべての都道府県・市町村に「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

また、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成19年6月に策定されました。そして、令和4年10月には、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策における基本認識や推進すべき重点施策を掲げる「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」として見直され、閣議決定されました。重点的な施策として「地域における自殺対策の取組の強化」「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「勤務問題による自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加され、総合的な自殺対策のよりいっそうの推進・強化を目指すものとされています。

軽井沢町においては、平成31年3月に『軽井沢町自殺対策推進計画』を策定し、町における自殺を取り巻く課題の把握と「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。このたび、計画期間が満了したことを受け、具体的な取組をより充実させていくため、『第2次軽井沢町自殺対策推進計画』を策定します。

第2節 計画の期間

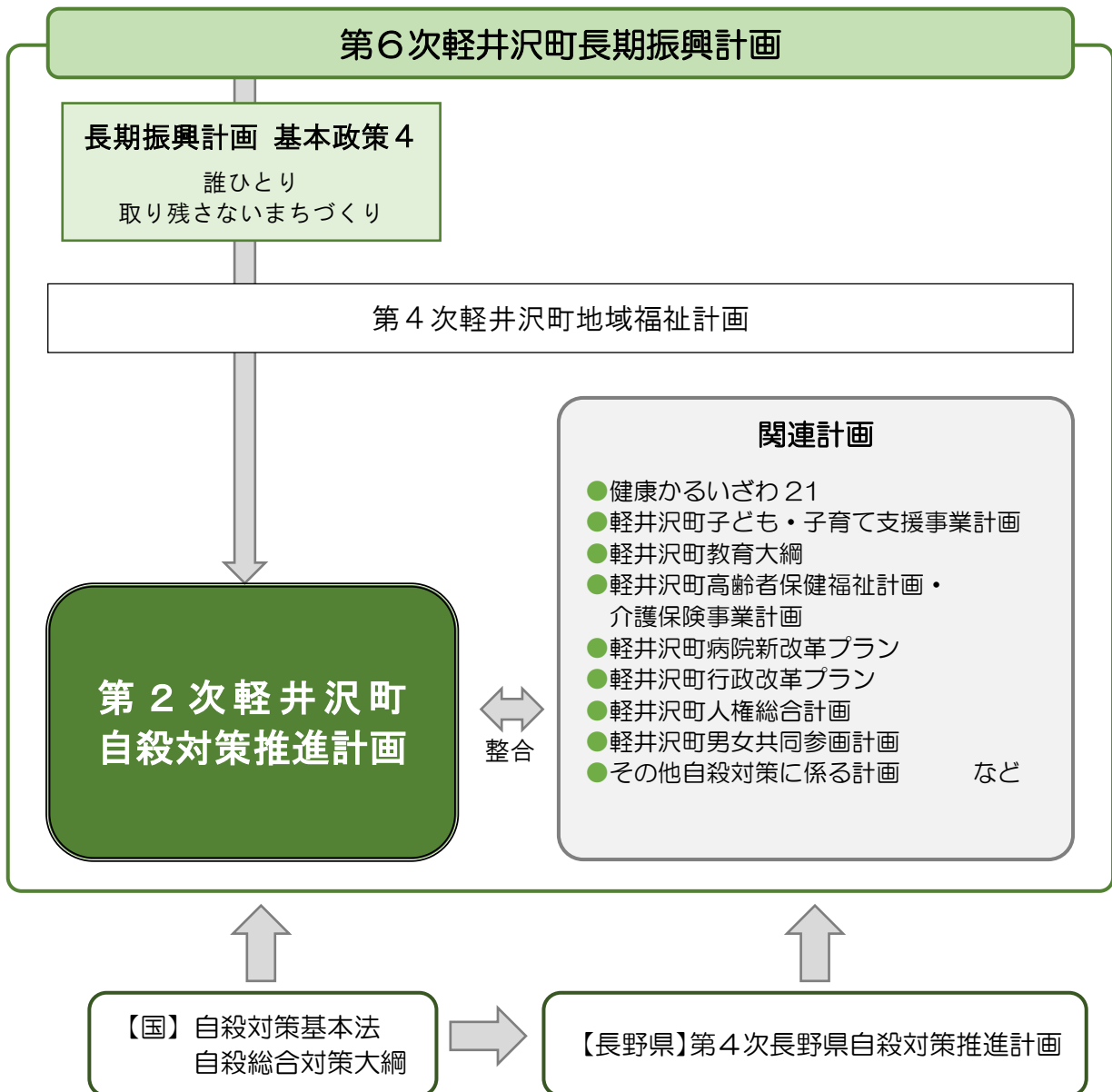
本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。なお、計画期間においても、社会情勢の変化や国・長野県の計画の変更に応じ、必要な見直しなどの検討を行います。

| 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) | 令和12年度 (2030) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 第1次計画 | | | 第2次計画（本計画） | | | | | 第3次計画 | |

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」の基本理念、「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針などを踏まえ、軽井沢町の自殺対策に係る行動指針を示すものです。

また、自殺は、人間関係や経済・生活問題など、その他様々な問題が複合的原因となっています。自殺を防ぐためには、自殺のリスクの低下（＝生きることの促進要因を増やす）を図ることが重要です。軽井沢町においては、『第6次軽井沢町長期振興計画』を上位計画とし、その他に関連する計画などとの整合を図りながら、自殺対策を推進していきます。



第4節 計画の策定体制

自殺対策の基本方針を踏まえ、町民参画などにより、本計画を策定しました。

(1) 軽井沢町のち支える自殺対策推進協議会

保健・医療・福祉・経済・消防・教育などの18の関係団体から構成される協議会で、軽井沢町の自殺対策の推進における現状・課題・今後の方向性について協議し、計画に反映しました。

(2) 町民アンケート調査

計画策定にあたり、町民アンケートを実施し、その結果を計画内容に反映しました。(調査結果は11ページより)

(3) パブリックコメントの実施

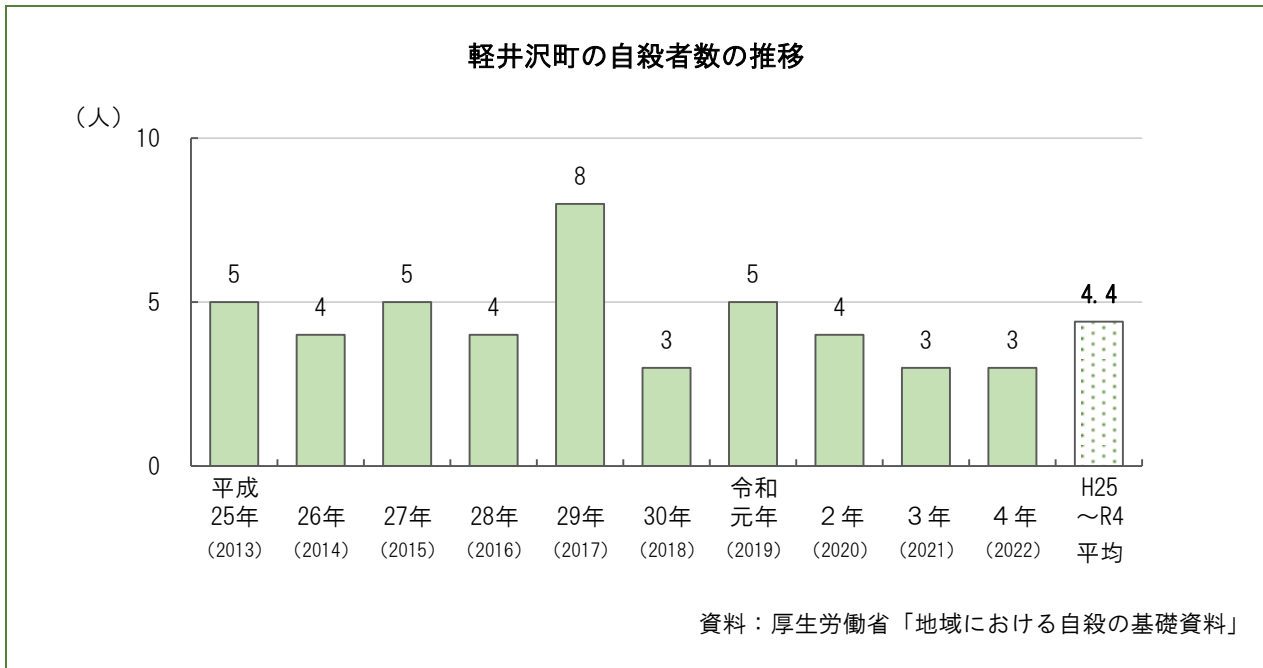
町民のみなさまの意見を広く反映するため、計画案を町ホームページや役場の窓口などで公開しました。

第2章 軽井沢町の現状と課題

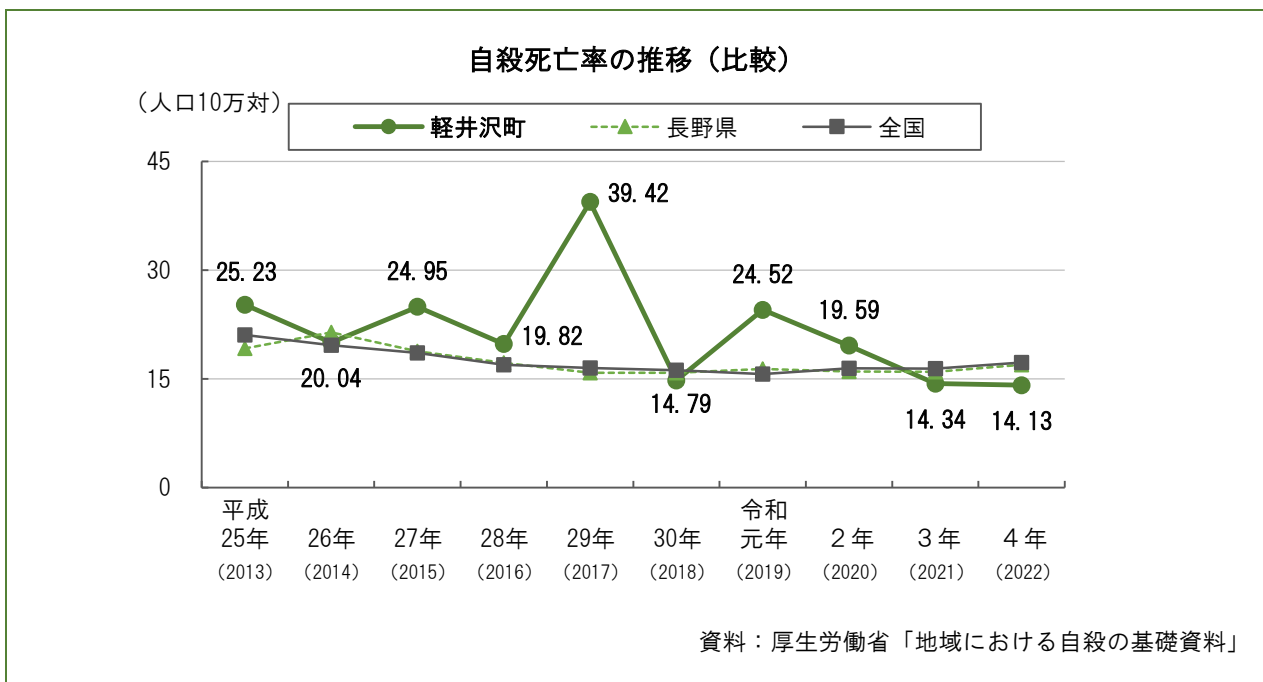
第1節 統計データからみる現状

1 自殺者数・自殺死亡率

軽井沢町の年間自殺者数は、令和4年において3人となっています。平成25年～令和4年の10年間での平均は4.4人となっています。



人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は増減を繰り返しています。平成29年は長野県や全国を大幅に上回り、39.42となっています。令和3年以降は概ね14程度で推移しており、長野県や全国との差はほとんどみられません。



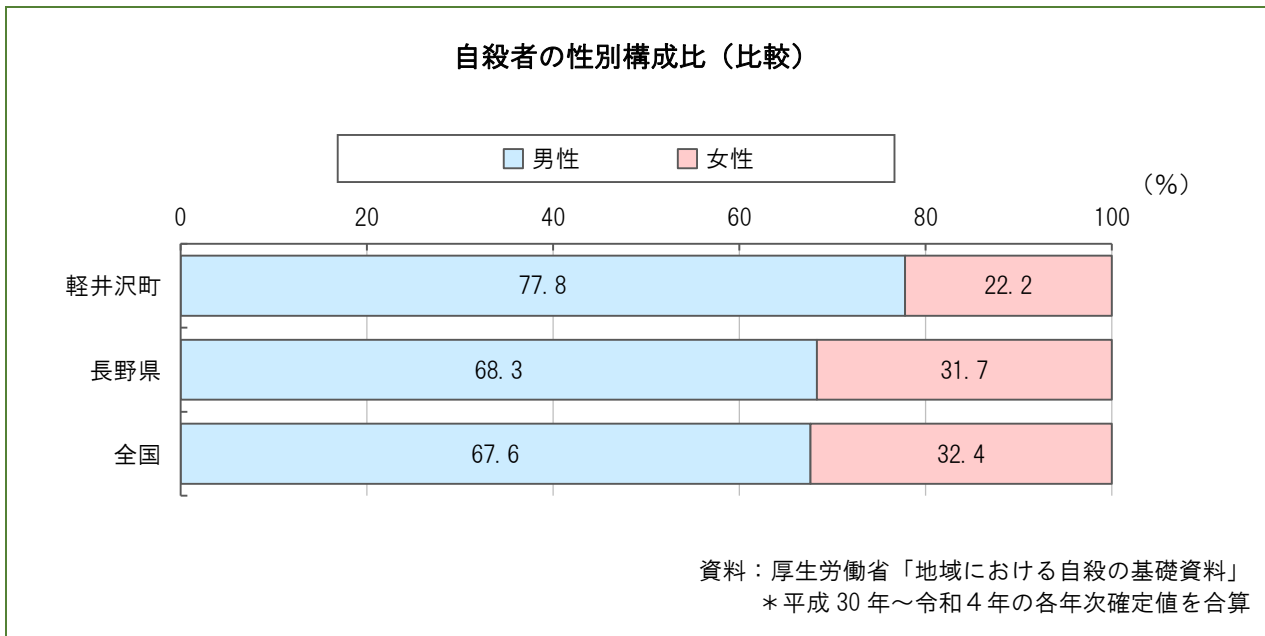
自殺者数・自殺死亡率の推移（比較）

| | | 平成 25 年 (2013) | 平成 26 年 (2014) | 平成 27 年 (2015) | 平成 28 年 (2016) | 平成 29 年 (2017) | |
|------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 軽井沢町 | 自殺者数 | 5 | 4 | 5 | 4 | 8 | |
| | 自殺死亡率 | 25.23 | 20.04 | 24.95 | 19.82 | 39.42 | |
| 長野県 | 自殺者数 | 416 | 463 | 404 | 368 | 337 | |
| | 自殺死亡率 | 19.21 | 21.43 | 18.80 | 17.22 | 15.85 | |
| 全国 | 自殺者数 | 27,041 | 25,218 | 23,806 | 21,703 | 21,127 | |
| | 自殺死亡率 | 21.06 | 19.63 | 18.57 | 16.95 | 16.52 | |
| | | 平成 30 年 (2018) | 令和元年 (2019) | 令和 2 年 (2020) | 令和 3 年 (2021) | 令和 4 年 (2022) | H25～R 4 平均 |
| 軽井沢町 | 自殺者数 | 3 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4.4 |
| | 自殺死亡率 | 14.79 | 24.52 | 19.59 | 14.34 | 14.13 | |
| 長野県 | 自殺者数 | 335 | 344 | 334 | 331 | 349 | 368.1 |
| | 自殺死亡率 | 15.85 | 16.37 | 16.00 | 15.97 | 16.97 | |
| 全国 | 自殺者数 | 20,668 | 19,974 | 20,907 | 20,820 | 21,723 | 22,298.7 |
| | 自殺死亡率 | 16.18 | 15.67 | 16.44 | 16.44 | 17.25 | |

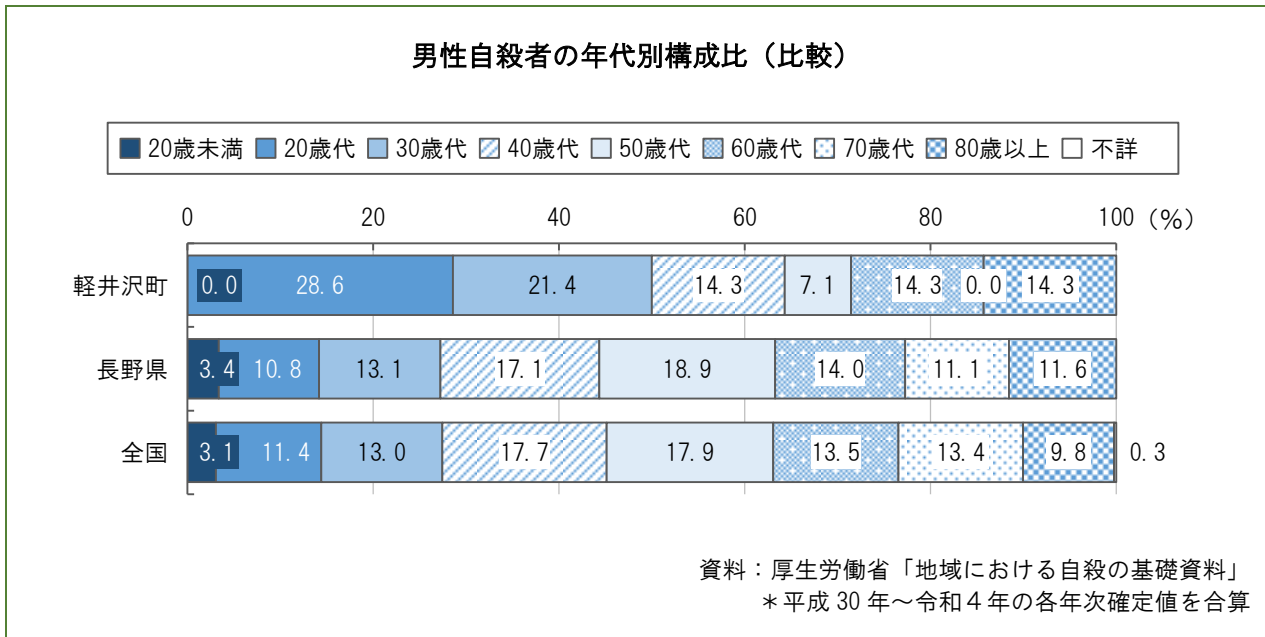
単位：自殺者数（人）、自殺死亡率（人口10万対）
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 性別・年代

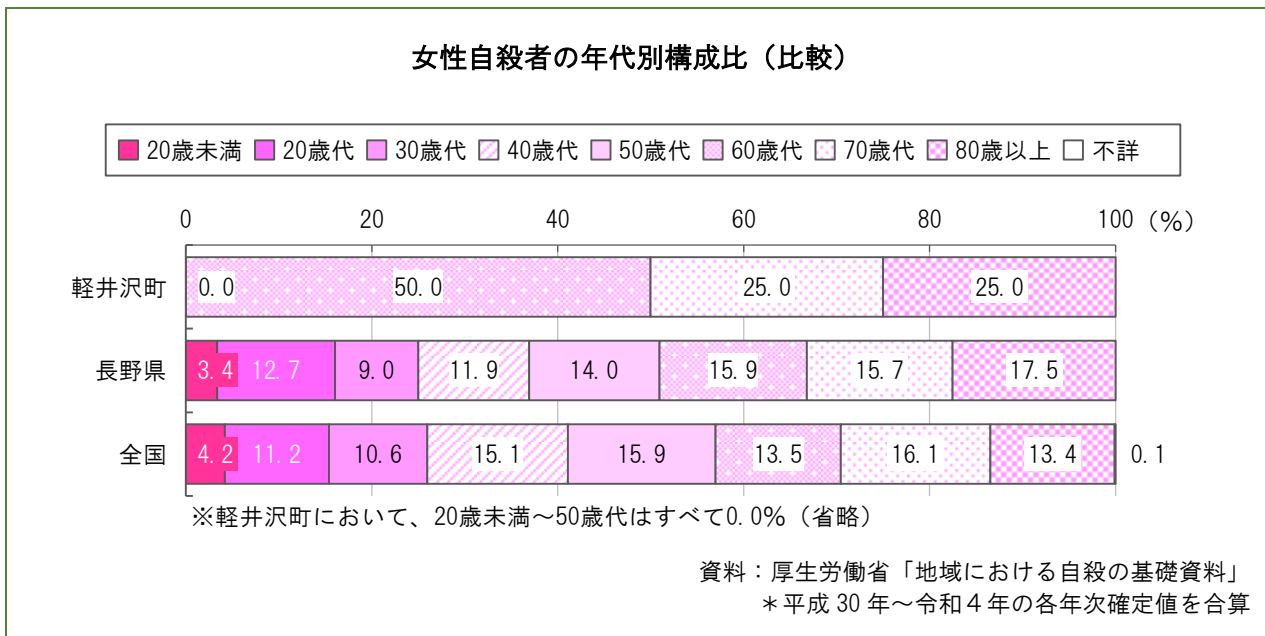
自殺者の性別の割合は、平成30年～令和4年の合算で見ると、男性は14人で77.8%、女性は4人で22.2%となっています。長野県や全国と比較すると、男性の割合が多い傾向にあります。



男性自殺者の年代別割合は、長野県や全国と比べ、20歳代・30歳代が多く、50歳代・70歳代は少なくなっています。



女性自殺者の年代別割合は、長野県や全国と比べ、60歳代～80歳以上が多くなっています。



自殺死亡率を性・年代別で見ると、平成29年～令和3年の平均では、男性は20歳代(98.77)、30歳代(65.10)、80歳以上(58.17)の順で高くなっています。女性は80歳代(50.08)、60歳代(25.06)、70歳代(13.73)の順で高くなっています。なお、20歳未満・20歳代～40歳代は0.00となっています。

性・年代別自殺死亡率（比較）

単位：人口10万対

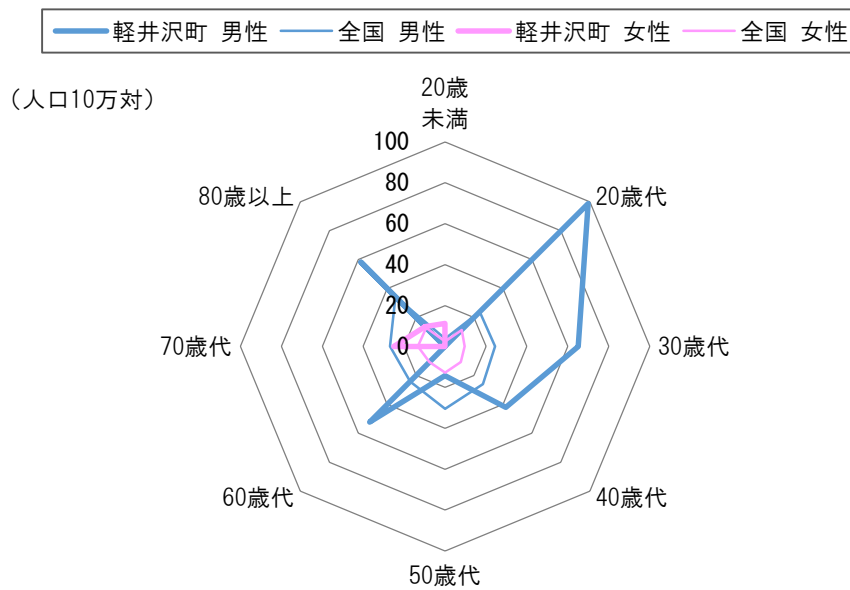
| | | 全体 | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男性 | 軽井沢町 | 34.79 | 0.00 | 98.77 | 65.10 | 42.08 | 14.20 | 52.23 | 0.00 | 58.17 |
| | 全国 | 22.67 | 3.77 | 23.96 | 24.45 | 26.08 | 30.50 | 24.19 | 26.93 | 34.34 |
| 女性 | 軽井沢町 | 11.23 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 25.06 | 13.73 | 50.08 |
| | 全国 | 10.14 | 2.37 | 11.42 | 9.49 | 10.78 | 12.71 | 10.88 | 13.23 | 12.97 |

資料：「軽井沢町 地域自殺実態プロファイル2022 付表3」を一部抜粋（JSCP2022）

※平成29年～令和3年平均

性・年代別の自殺死亡率を全国と比較すると、男性は20歳未満・50歳代・70歳代をのぞくすべての年代において高くなっています。女性は、60歳代・80歳以上において高くなっています。

性・年代別自殺死亡率（比較）

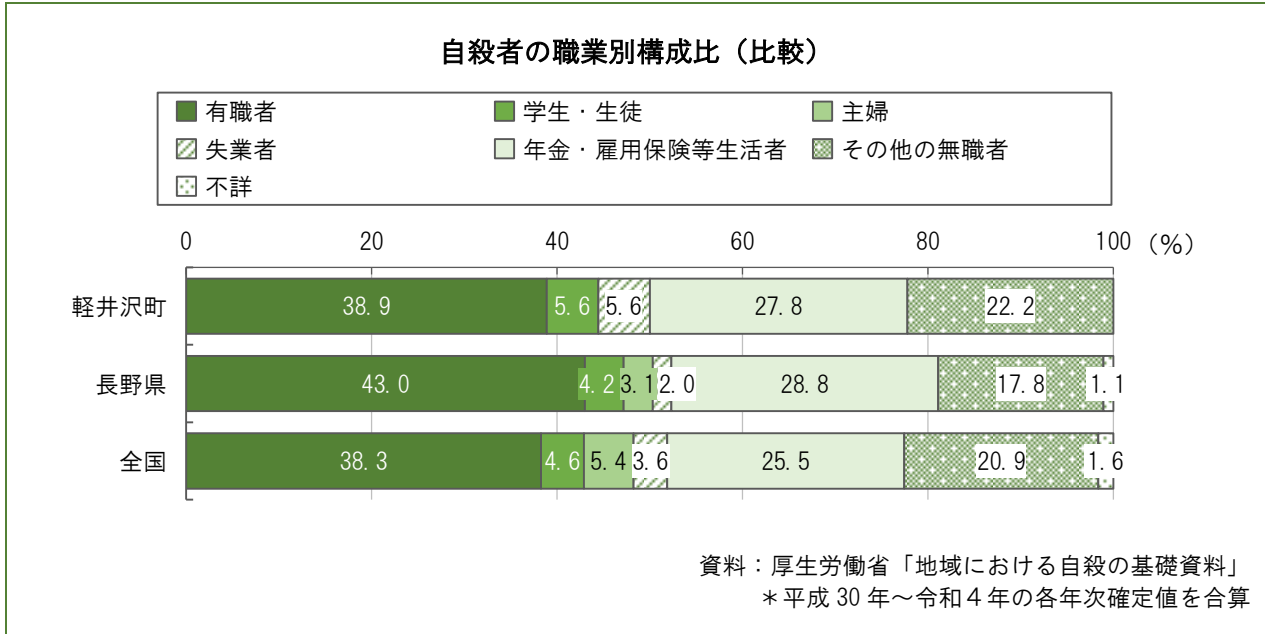


資料：「軽井沢町 地域自殺実態プロファイル2022 付表3」を一部抜粋（JSCP2022）」

※平成29年～令和3年平均

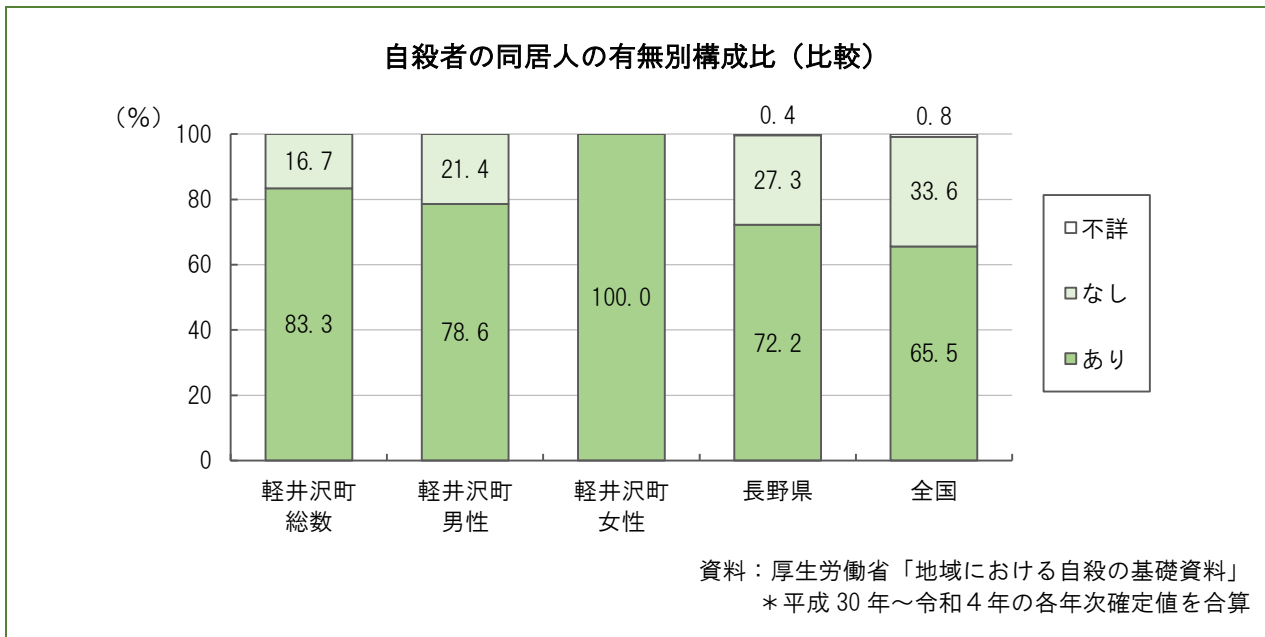
3 職業

自殺者の職業別割合は、有職者が約4割であるのに対し、働いていない人の方が約6割と多くなっています。長野県・全国と比較すると、その差はほとんどみられません。



4 同居人の有無

自殺者の同居人の有無別割合は、同居人ありが83.3%、同居人なしが16.7%と、同居人ありの方が多くなっています。長野県・全国と比較すると、同居人ありが多くなっています。



5 地域自殺実態プロファイルからみた軽井沢町の自殺の特徴

軽井沢町の主な自殺の特徴【特別集計（自殺日・住居地、平成29年～令和3年合計）】

| 自殺者の特性 上位5区分*1 | 自殺者数 5年計 | 割合 | 自殺死亡率*2 (10万対) | 背景にある主な自殺の 危機経路*3 |
|-------------------|-------------|-------|-------------------|---|
| 1位:女性 60歳以上無職同居 | 5人 | 21.7% | 39.8 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 2位:男性 20～39歳無職独居 | 3人 | 13.0% | 5312.8 | ①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ／②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺 |
| 3位:男性 20～39歳有職同居 | 3人 | 13.0% | 68.2 | 職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位:男性 60歳以上無職同居 | 3人 | 13.0% | 37.2 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| 5位:男性 40～59歳無職同居 | 2人 | 8.7% | 198.5 | 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺 |

*1：順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としている。

*2：自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、令和2(2020)年国勢調査(就業状態等基本集計)を基に、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)にて推計したもの。

*3：「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路は唯一のものではない。

資料：「地域自殺実態プロファイル(JSCP2022)」

軽井沢町における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センター*4が市町村に提供している「地域自殺実態プロファイル」により、自殺で亡くなる人の割合が多い属性(「性別」×「年齢」×「職業の有無」×「同居人の有無」)の上位5区分が示されています。

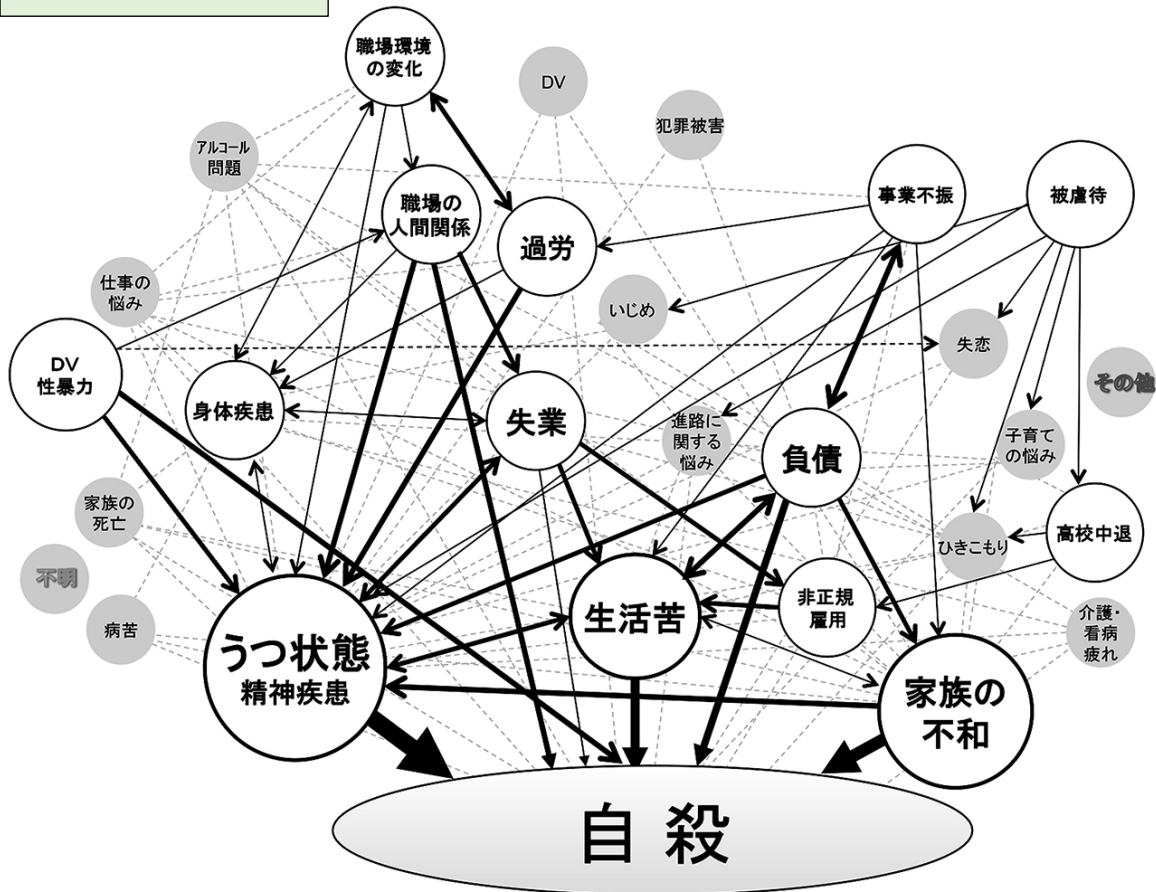
*4：「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すための「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)」が定める国の指定調査研究等法人。

下記は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。

自殺の危機経路

自殺は、平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きている

「自殺実態 1000人調査」から見てきた
自殺の危機経路図



資料：NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」

丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

以上のことから、自殺の動機となり得る要因は多岐に渡ることを踏まえるとともに、その動機となり得る様々な社会的要因に対応することのできる体制整備・施策展開を図ることが求められます。

第2節 アンケート調査結果からみる現状

1 調査の概要

○調査名称：「軽井沢町 こころの健康に関する町民意識調査」

○調査目的：『第2次軽井沢町自殺対策推進計画』を策定するにあたって、町民のこころの健康や自殺対策に関する意識などを把握し、計画策定の基礎資料とすること

○調査内容：

| | |
|-------------------------------|---------------------|
| 1 回答者自身について | 2 生活について |
| 3 自殺対策の現状について | 4 悩みやストレスに関することについて |
| 5 自殺やうつに関する意識について | |
| 6 メディア（新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体）について | |
| 7 新型コロナウイルス感染症について | 8 今後の自殺対策について |

○調査対象：軽井沢町にお住まいの満16歳以上の方 1,500人（無作為抽出）

○調査期間：令和4年12月2日～令和4年12月19日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収状況：

| 対象者数※1 | 有効回収数※2 | 有効回収率 |
|--------|---------|-------|
| 1,496件 | 494件 | 33.0% |

※1 発送数1,500件から宛先不明による返戻4件を除いた件数

※2 回収数から無効票を除いた件数

○調査結果に関する注意事項：

- ・回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しない場合があります。
- ・グラフィアウトなどの都合上、文言の長い一部を省略しています。
- ・複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・経年比較に対するコメントは、それぞれ5.0ポイント以上の差がある回答についてのみ掲載しています。
- ・クロス集計「職業別」は、主な職業をもとに、以下のように分類しています。また、「その他」は、回答者数が少ないため、グラフの作成を割愛しています。

| | |
|-------|--------------------|
| 正規雇用 | 正規の職員・従業員 |
| 非正規雇用 | 非正規の職員・従業員（パートも含む） |
| 経営者 | 自営業、自由業 |
| 無職 | 学生、専業主婦・主夫、無職 |

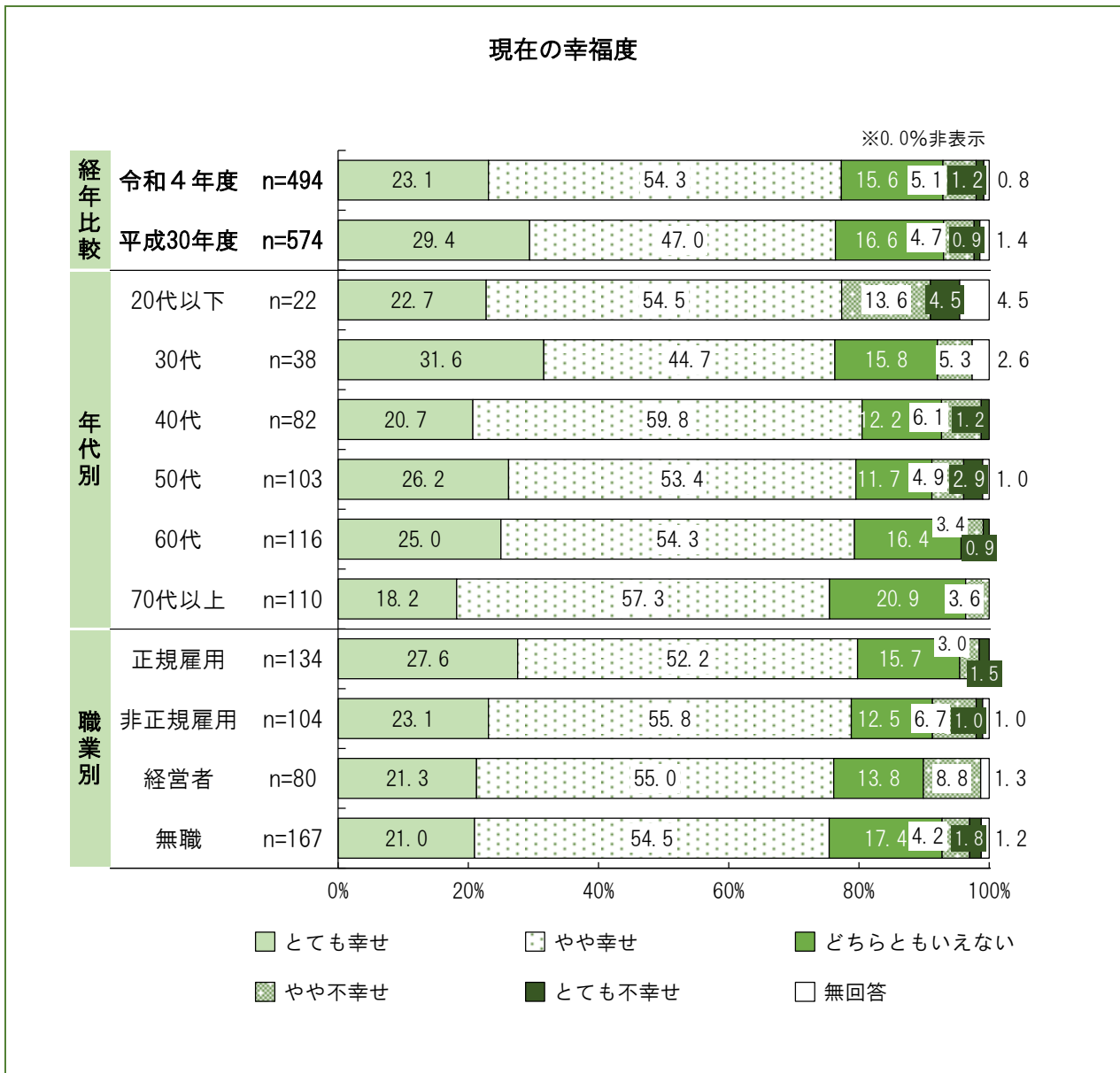
2 主な調査結果

●自身の生活について

現在の幸福度は、「やや幸せ」が54.3%と最も多く、次いで「とても幸せ」が23.1%、「どちらともいえない」が15.6%などとなっています。また、『幸せ』（「とても幸せ」と「やや幸せ」の合計）は77.3%、『不幸せ』（「やや不幸せ」と「とても不幸せ」の合計）は6.3%となっています。平成30年度と比較すると、『幸せ』の割合は差異がほぼないものの、「とても幸せ」が6.3ポイント減少しています。

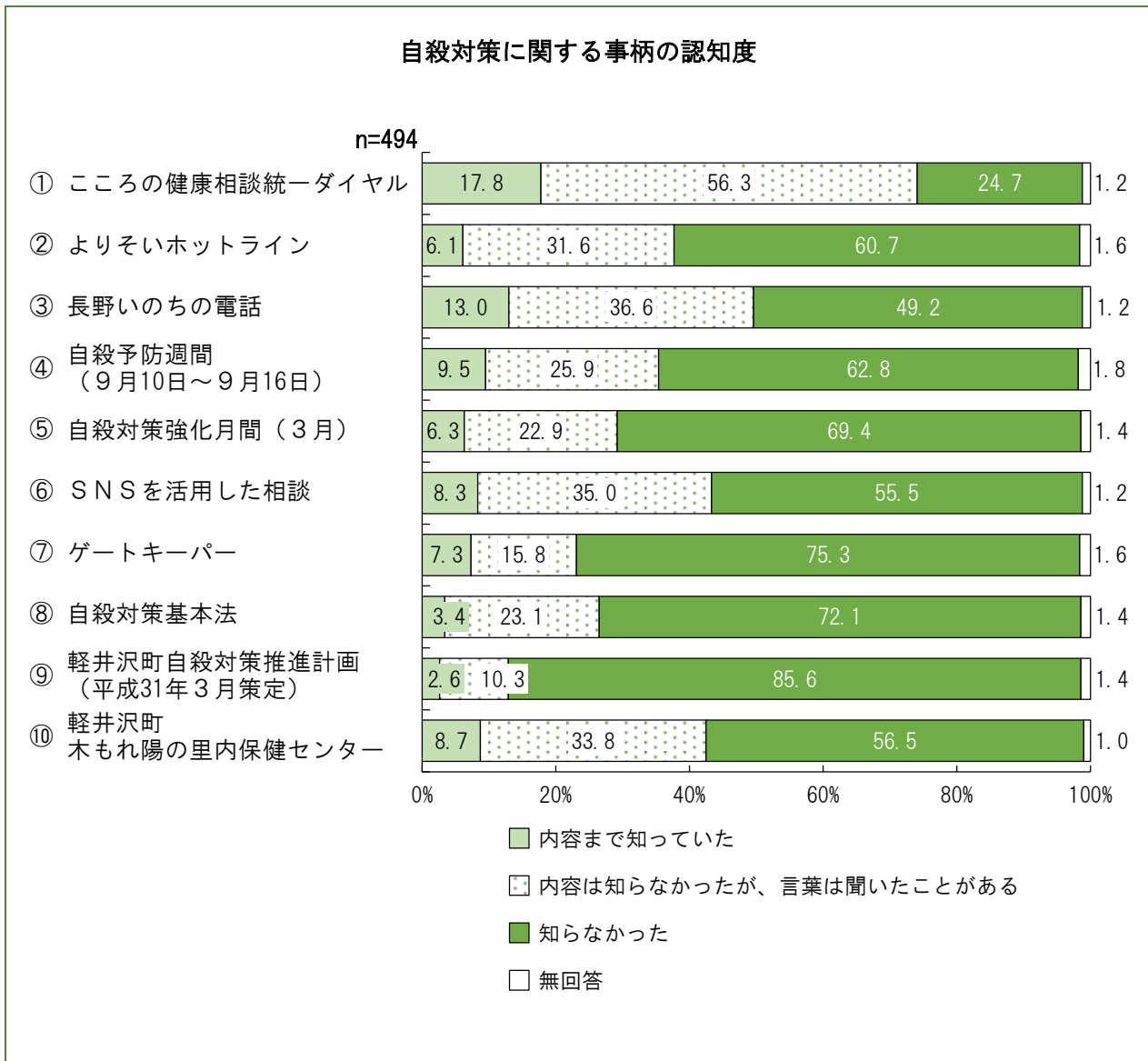
年代別で見ると、すべての年代において「やや幸せ」が約4割超～6割と最も多くなっています。

職業別で見ても、すべての職業において「やや幸せ」が約5割～5割超と最も多くなっています。



●自殺対策の現状について

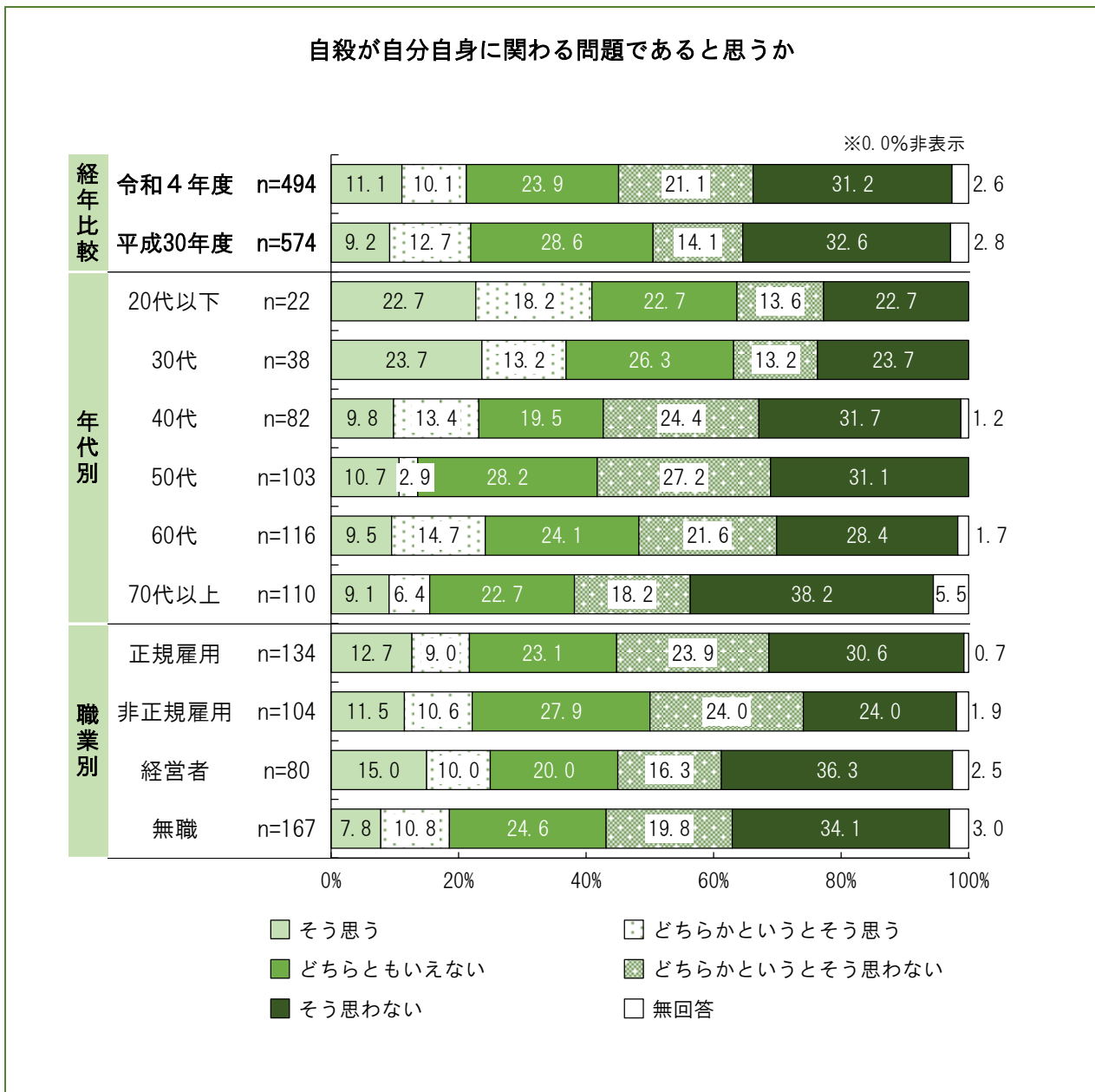
自殺対策に関する事柄の認知度について、『知っていた』（「内容まで知っていた」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」の合計）が多い上位3項目は、【①こころの健康相談統一ダイヤル】が74.1%、【③長野いのちの電話】が49.6%、【⑥SNSを活用した相談】が43.3%となっています。一方、「知らなかった」が多い上位3項目は、【⑨軽井沢町自殺対策推進計画（平成31年3月策定）】が85.6%、【⑦ゲートキーパー】が75.3%、【⑧自殺対策基本法】が72.1%となっています。



自殺が自分自身に関わる問題であると思うかについては、「そう思わない」が31.2%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が23.9%、「どちらかというと思わない」が21.1%などとなっています。また、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかというと思わない」の合計）は21.3%、『そう思わない』（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の合計）は52.2%となっています。平成30年度と比較すると、『そう思う』の割合は差異がほぼないものの、『そう思わない』が5.5ポイント増加しており、自分自身に関わる問題であると認識する人が減少傾向にあります。

年代別でみると、20代以下において「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」がいずれも22.7%、30代においては「どちらともいえない」が26.3%、40代以降においては「そう思わない」が約3割～4割と最も多くなっています。また、主に若年層（20代以下、30代）においては『そう思う』が3割強～4割と、他の年代よりも高い傾向にあります。

職業別でみると、正規雇用・経営者・無職において「そう思わない」が約3割～3割超、非正規雇用においては「どちらともいえない」が27.9%と最も多くなっています。

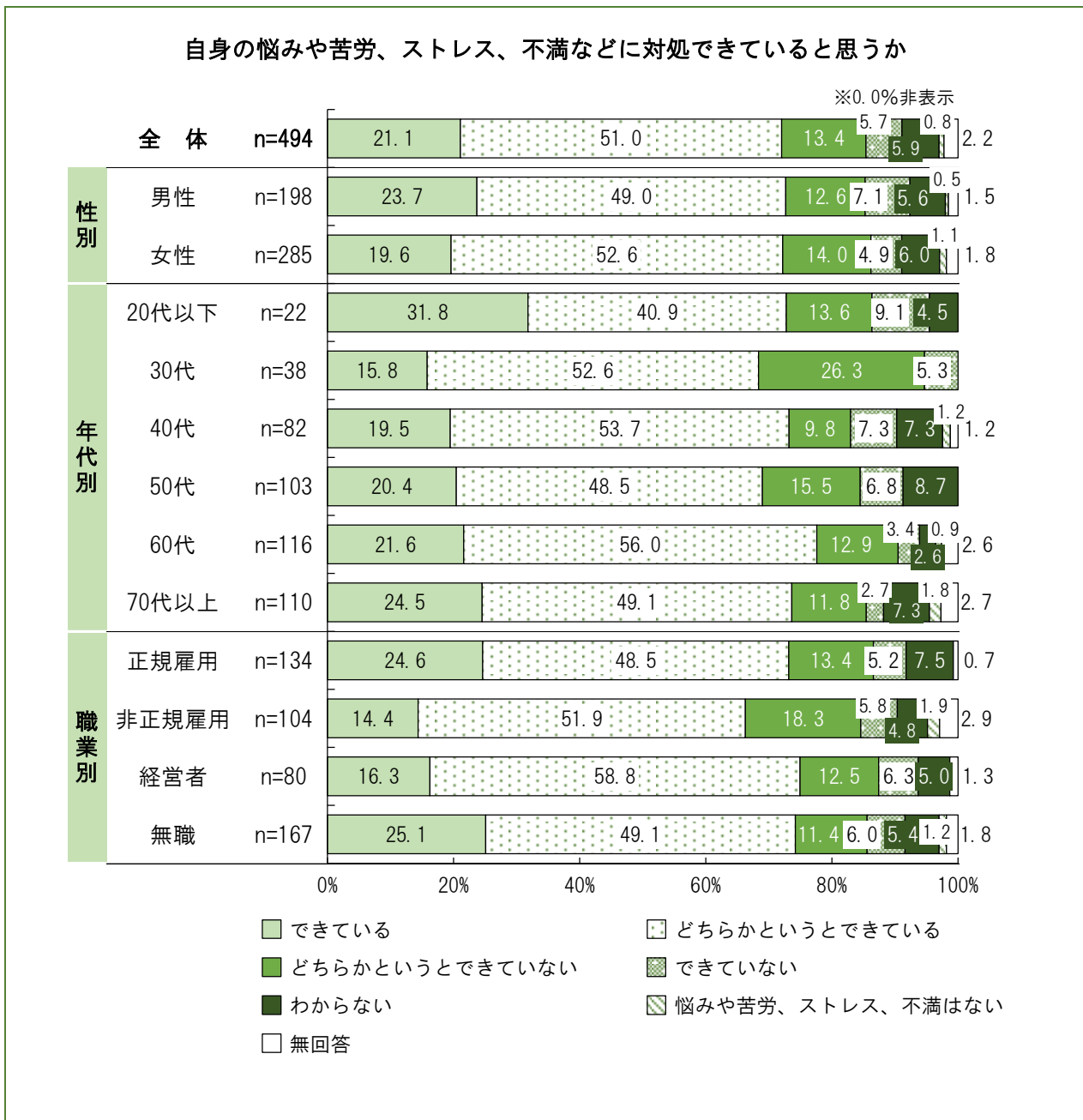


悩みや苦勞、ストレス、不満などについて、自分なりに対処できていると思うかについては、「どちらかというとできている」が51.0%と最も多く、次いで「できている」が21.1%、「どちらかというとできていない」が13.4%などとなっています。また、『できている』（「できている」と「どちらかというとできている」の合計）は72.1%、『できていない』（「どちらかというとできていない」と「できていない」の合計）は19.0%となっています。

性別で見ると、どちらの性別においても「どちらかというとできている」が約5割と最も多くなっています。

年代別で見ても、すべての年代において「どちらかというとできている」が約4割～5割超と最も多くなっています。

職業別で見ても、すべての職業において「どちらかというとできている」が約5割～6割と最も多くなっています。一方、非正規雇用においては『できている』が66.3%と7割を下回り、他の職業より低い傾向にあります。

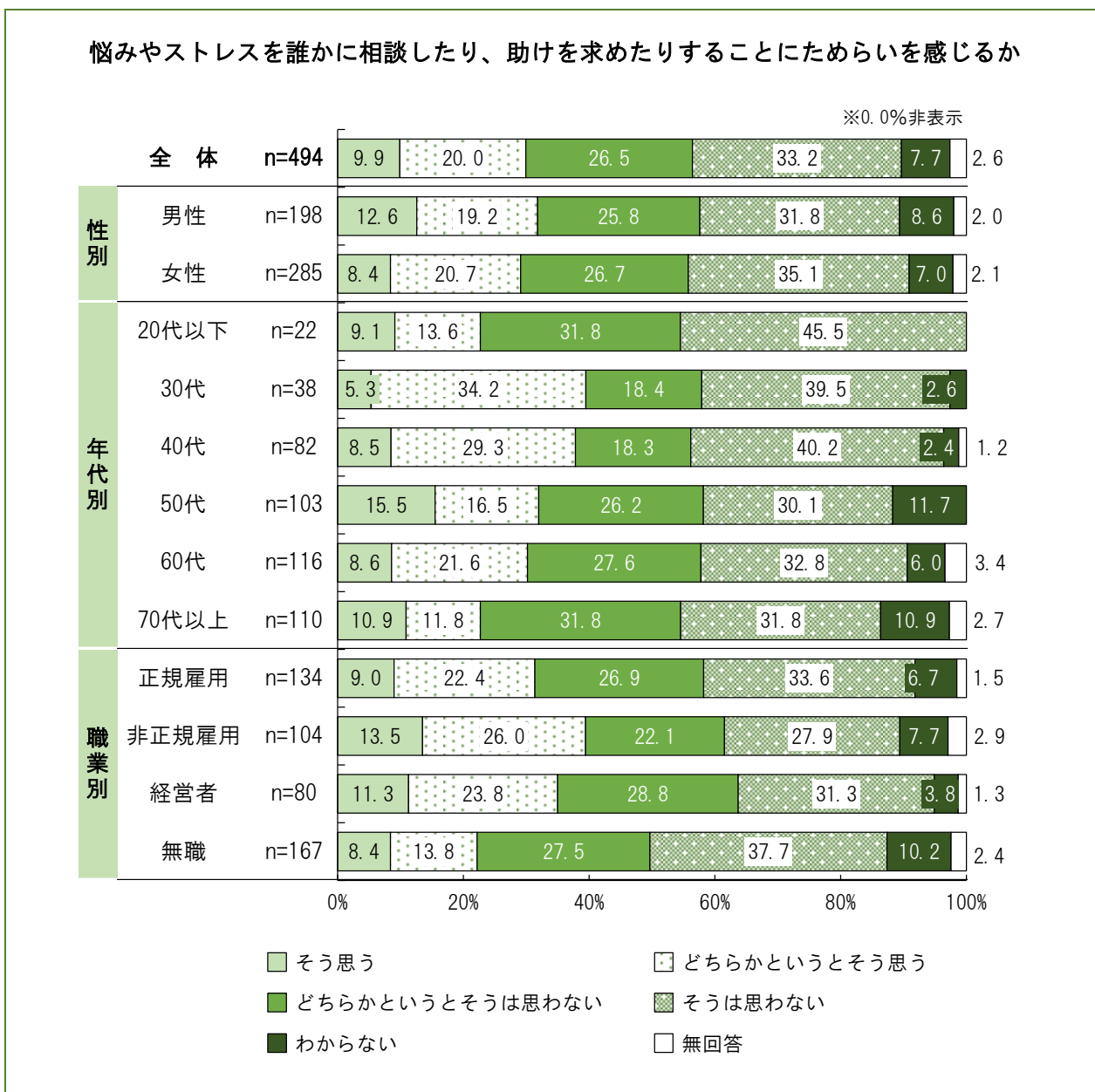


悩みやストレスを感じたときに、相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じるかについては、「そうは思わない」が33.2%と最も多く、次いで「どちらかというそうは思わない」が26.5%、「どちらかというと思う」が20.0%などとなっています。また、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は30.0%、『そうは思わない』（「どちらかというそうは思わない」と「そうは思わない」の合計）は59.7%となっています。

性別でみると、どちらの性別においても「そうは思わない」が約3割～3割超と最も多くなっています。

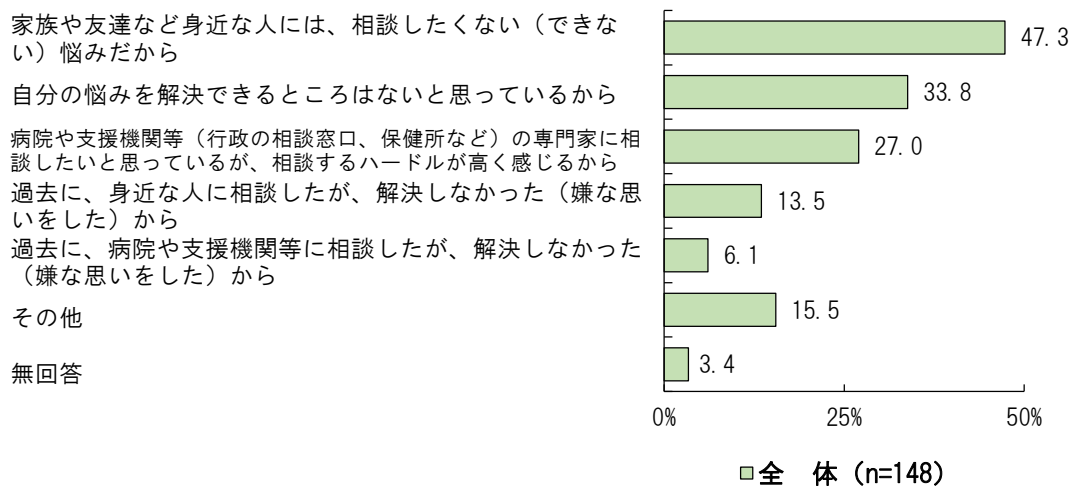
年代別でみると、20代以下・30～60代において「そうは思わない」が約3割～4割超、70代以上においては「どちらかというそうは思わない」「そうは思わない」が31.8%と最も多くなっています。また、30代以降において、年代が上がるにつれ『そうは思わない』が高くなる傾向にあります。

職業別でみると、すべての職業において「そうは思わない」が約3割～4割と最も多くなっています。



相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じる理由は、「家族や友達など身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」が47.3%と最も多く、次いで「自分の悩みを解決できる場所はないと思っているから」が33.8%、「病院や支援機関等（行政の相談窓口、保健所など）の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから」が27.0%などとなっています。

ためらいを感じる理由※（複数回答可）



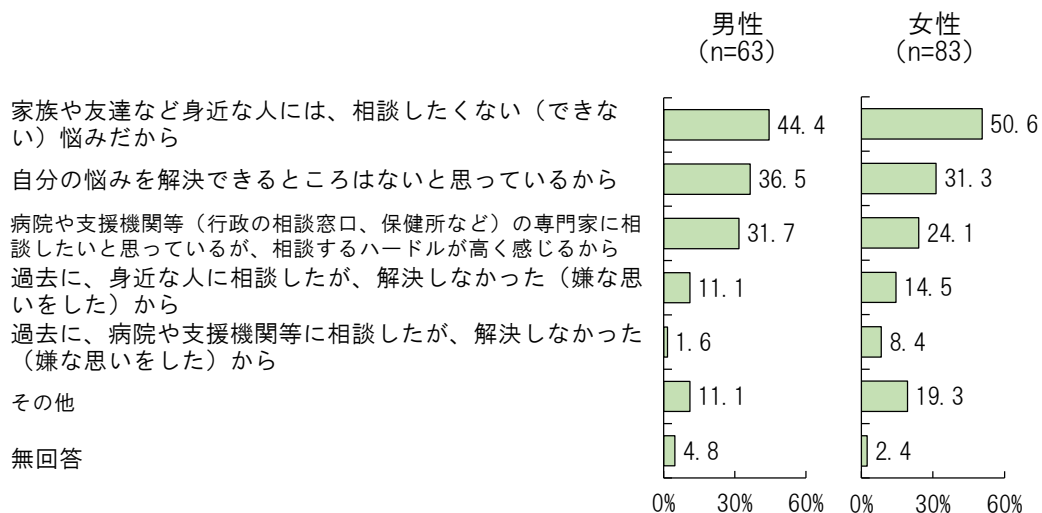
※アンケートにおいて【悩みやストレスを誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか】という質問に対し「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した方のみが対象（以下同）

相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じる理由を性別で見ると、どちらの性別においても「家族や友達など身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」が約4割超～5割と最も多くなっています。

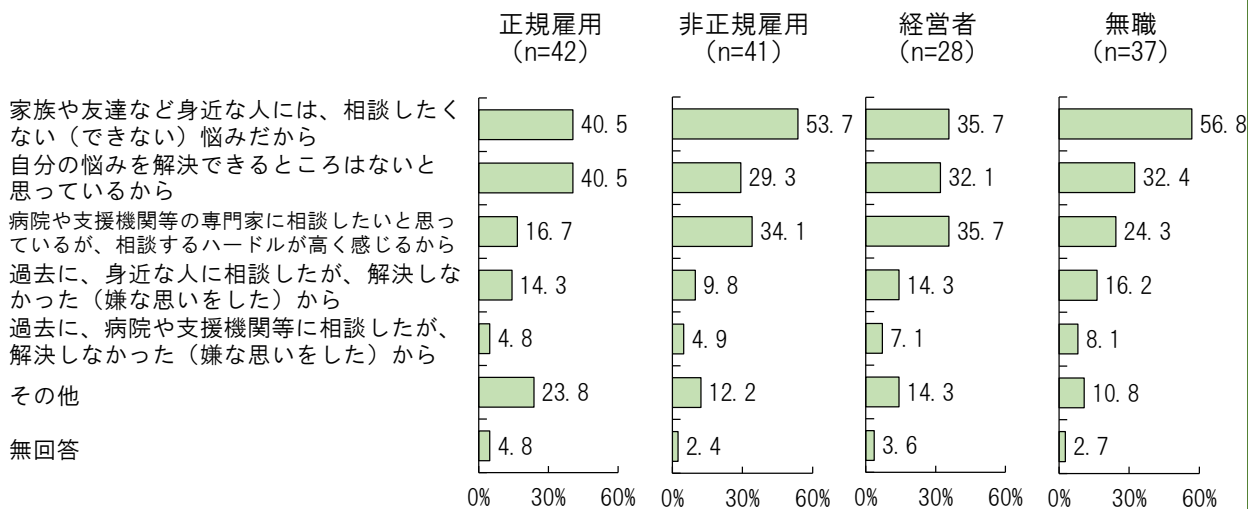
職業別で見ると、正規雇用において「家族や友達など身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」「自分の悩みを解決できるところはないと思っているから」がともに40.5%、非正規雇用・無職においては「家族や友達など身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」が約5割～5割超、経営者においては「家族や友達など身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」「病院や支援機関等（行政の相談窓口、保健所など）の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから」がともに35.7%と最も多くなっています。

ためらいを感じる理由（性別・職業別、複数回答可）

【性別】

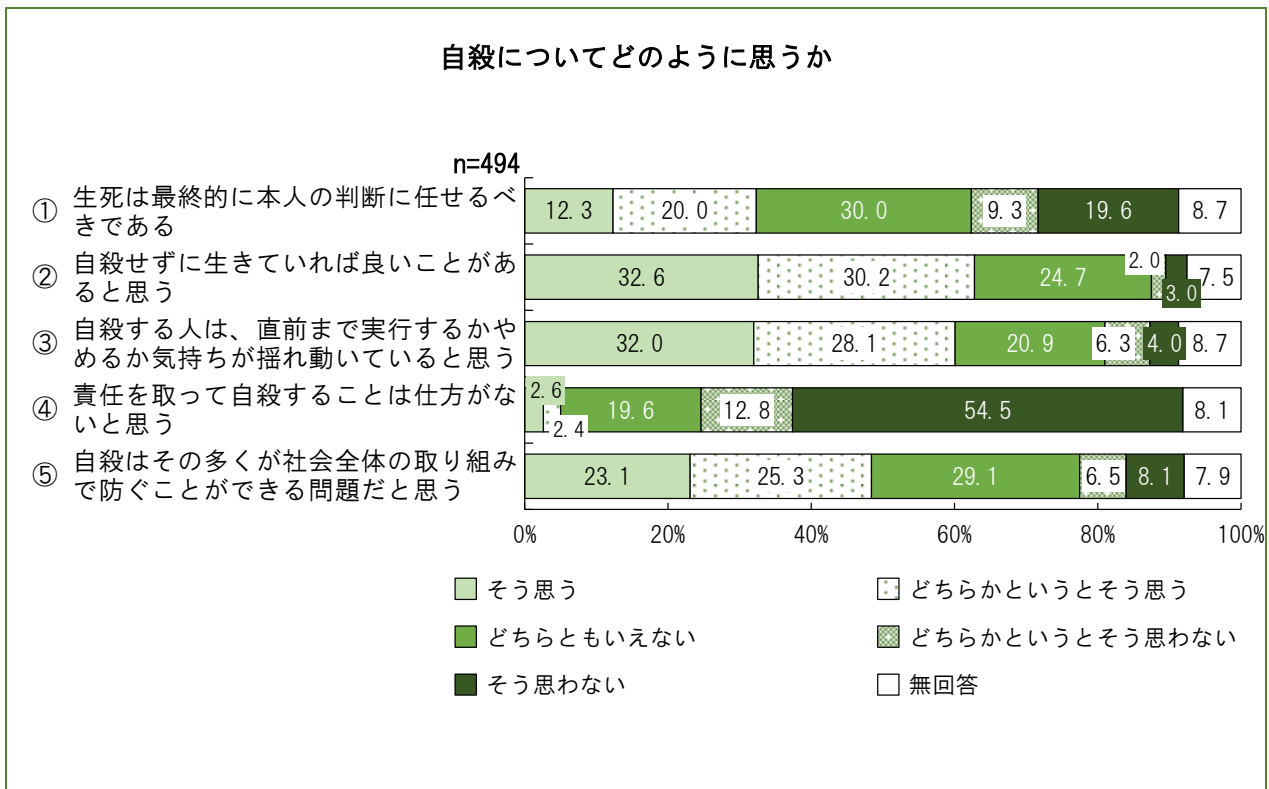


【職業別】



●自殺やうつに関する意識について

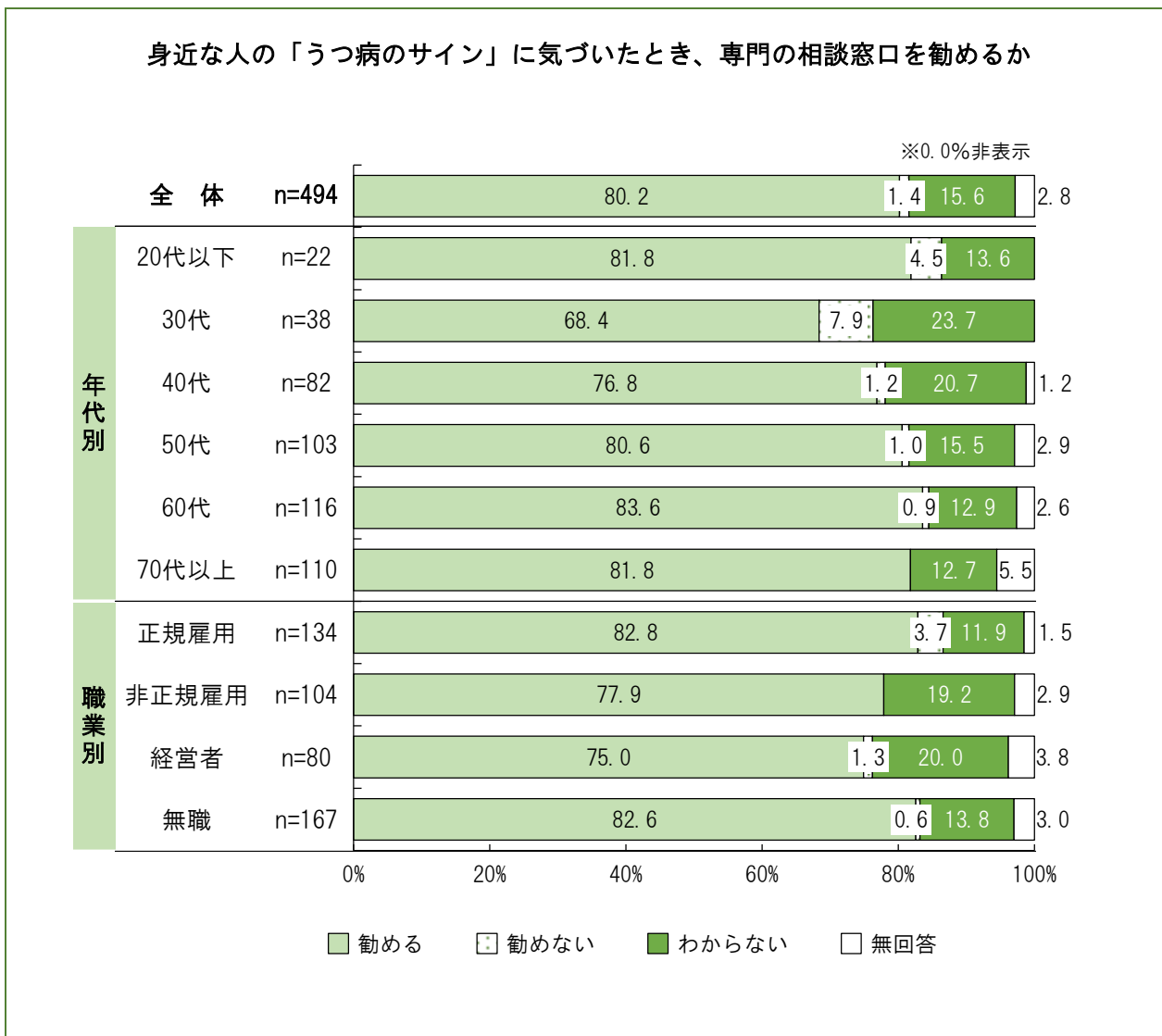
自殺に関しての考えについて、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）が多い上位3項目は、【②自殺せずに生きていれば良いことがあると思う】が62.8%、【③自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いていると思う】が60.1%、【⑤自殺はその多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思う】が48.4%となっています。一方、『そう思わない』（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の合計）が多い上位3項目は、【④責任を取って自殺することは仕方がないと思う】が67.2%、【①生死は最終的に本人の判断に任せるべきである】が28.9%、【⑤自殺はその多くが社会全体の取り組みで防ぐことができる問題だと思う】が14.6%となっています。



身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口への相談を勧めるかについては、「勧める」が80.2%と最も多く、次いで「勧めない」が1.4%、「わからない」が15.6%となっています。

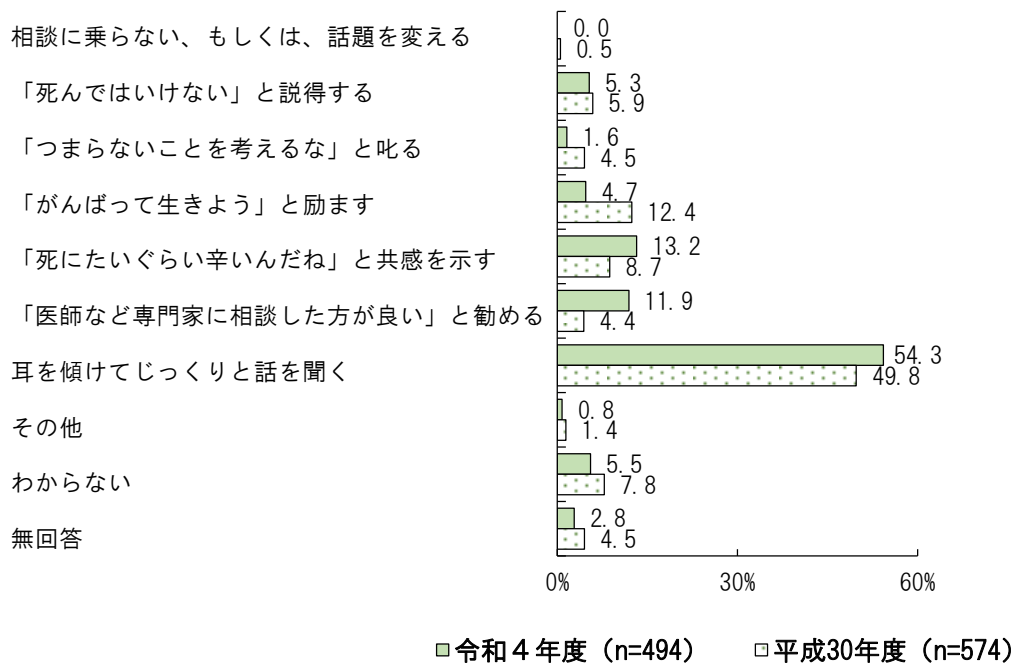
年代別で見ると、すべての年代において「勧める」が約7割～8割超と最も多くなっています。また、30～60代においては、年代が上がるにつれ「勧める」が多い傾向にあります。

職業別で見ても、すべての年代において「勧める」が約7割超～8割超と最も多くなっています。

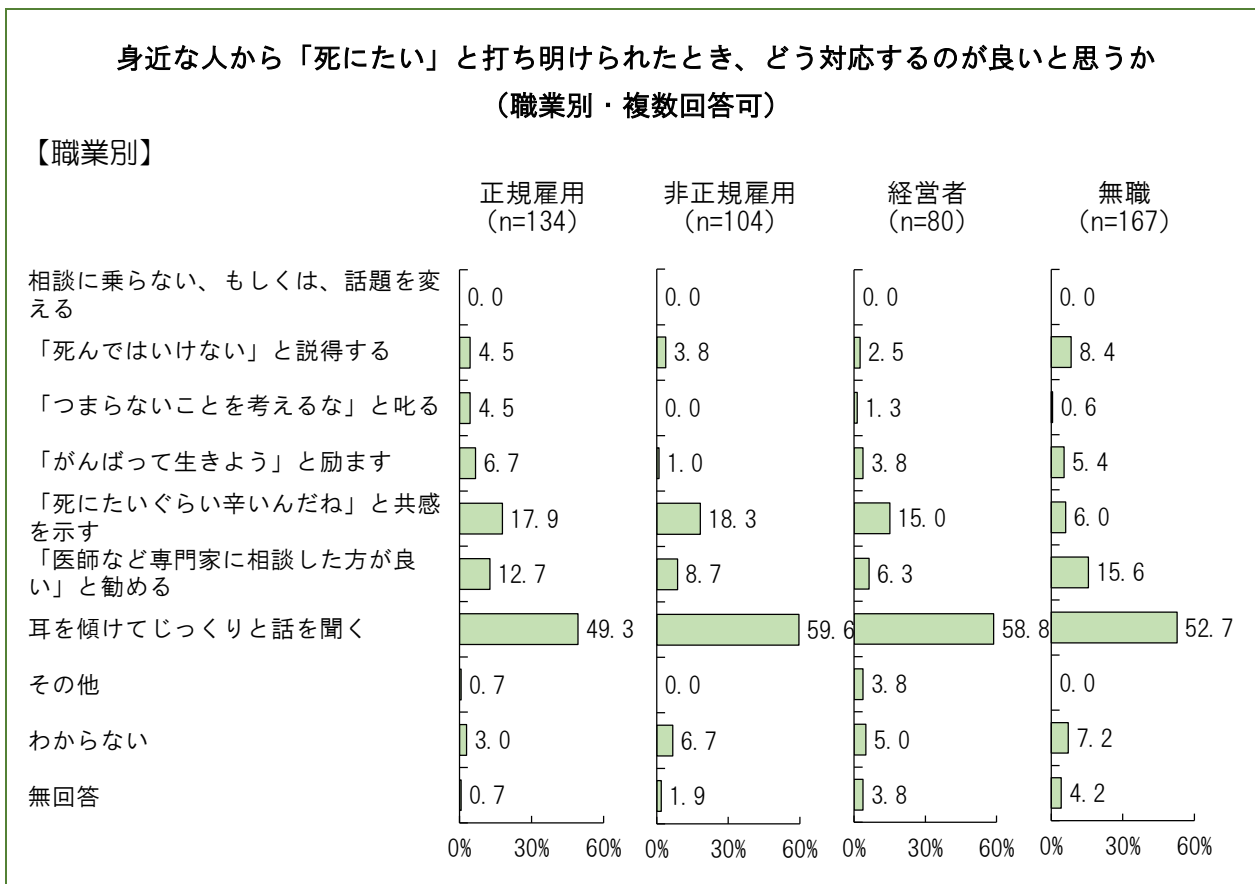


身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思うかについては、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が54.3%と最も多く、次いで「『死にたいぐらい辛いんだね』と共感を示す」が13.2%、「『医師など専門家に相談した方が良い』と勧める」が11.9%などとなっています。平成30年度と比較すると、「『医師など専門家に相談した方が良い』と勧める」が7.5ポイント増加し、「『がんばって生きよう』と励ます」が7.7ポイント減少しています。また、「『がんばって生きよう』と励ます」が減少している一方、「『死にたいぐらい辛いんだね』と共感を示す」や「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が増加しており、「死にたい」と思い詰めている人への対応として、正しい認識が浸透しつつあることがわかります。

身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思うか
(複数回答可)



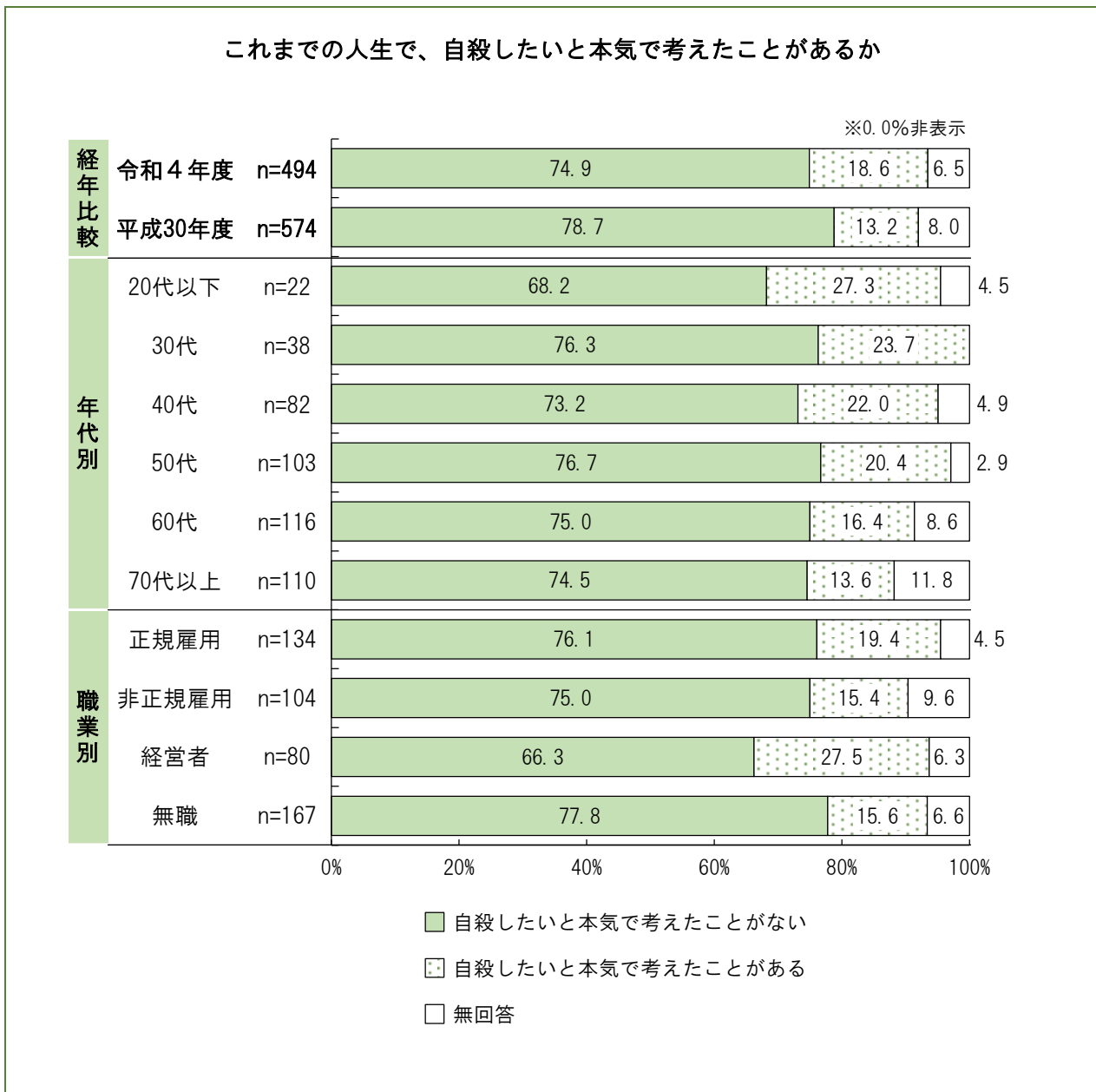
身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思うかについて職業別で見ると、すべての職業において「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が約5割～6割と最も多くなっています。



これまでの人生で、自殺したいと本気で考えたことがあるかについては、「自殺したいと本気で考えたことがない」が74.9%、「自殺したいと本気で考えたことがある」が18.6%となっています。平成30年度と比較すると、「自殺したいと本気で考えたことがある」が5.4ポイント増加しています。

年代別で見ると、すべての年代において「自殺したいと本気で考えたことがない」が約7割～7割超と多くなっています。

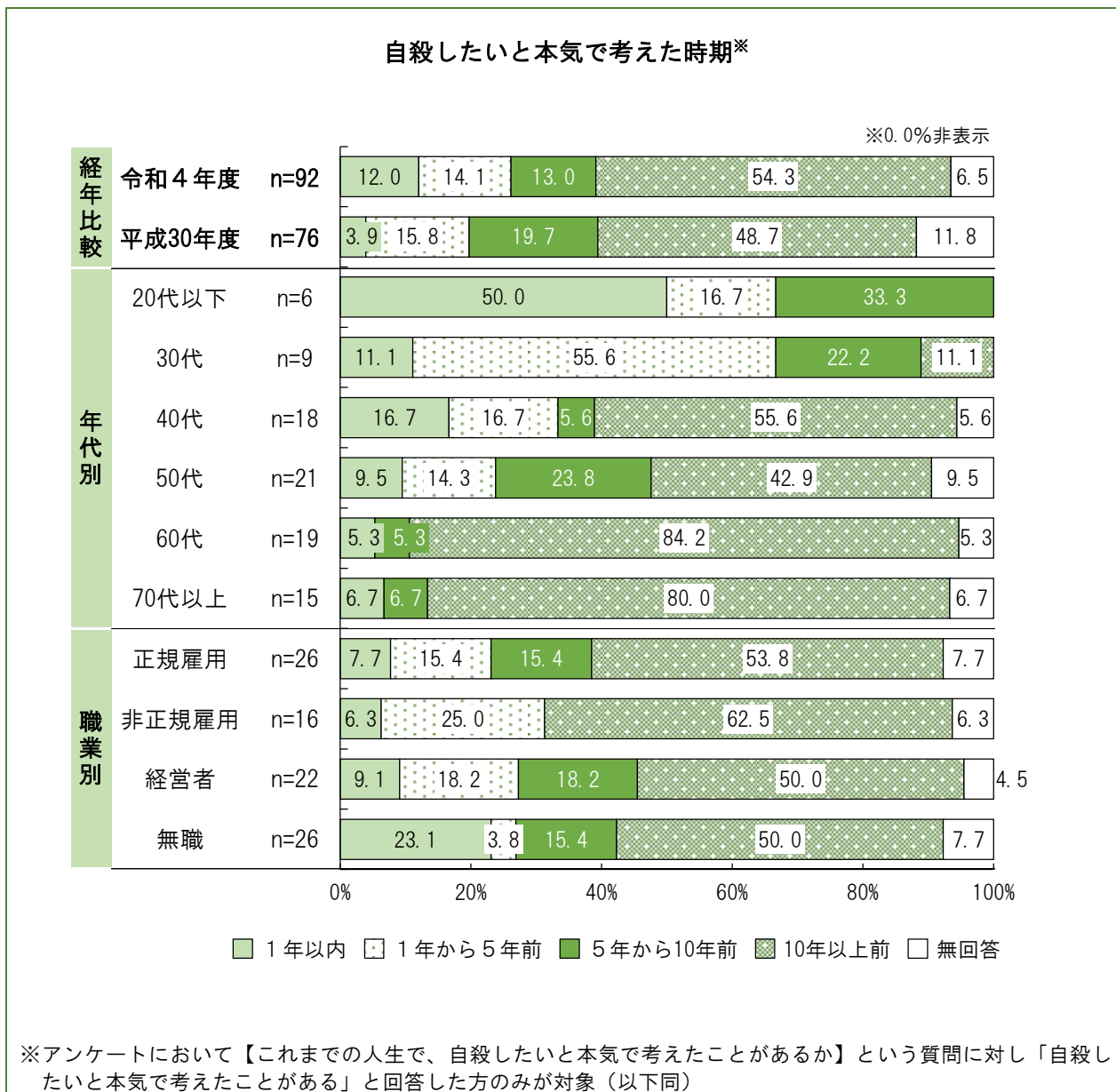
職業別でも、すべての職業において「自殺したいと本気で考えたことがない」が約6割超～8割と多くなっています。一方、正規雇用・経営者においては「自殺したいと本気で考えたことがある」が約2～3割近くに上り、他の職業よりも多い傾向にあります。



自殺したいと本気で考えた時期は、「10年以上前」が54.3%と最も多く、次いで「1年から5年前」が14.1%、「5年から10年前」が13.0%などとなっています。平成30年度と比較すると、「1年以内」「10年以上前」が増加し、「5年から10年前」が6.7ポイント減少しています。

年代別で見ると、下記グラフのとおりとなっています。

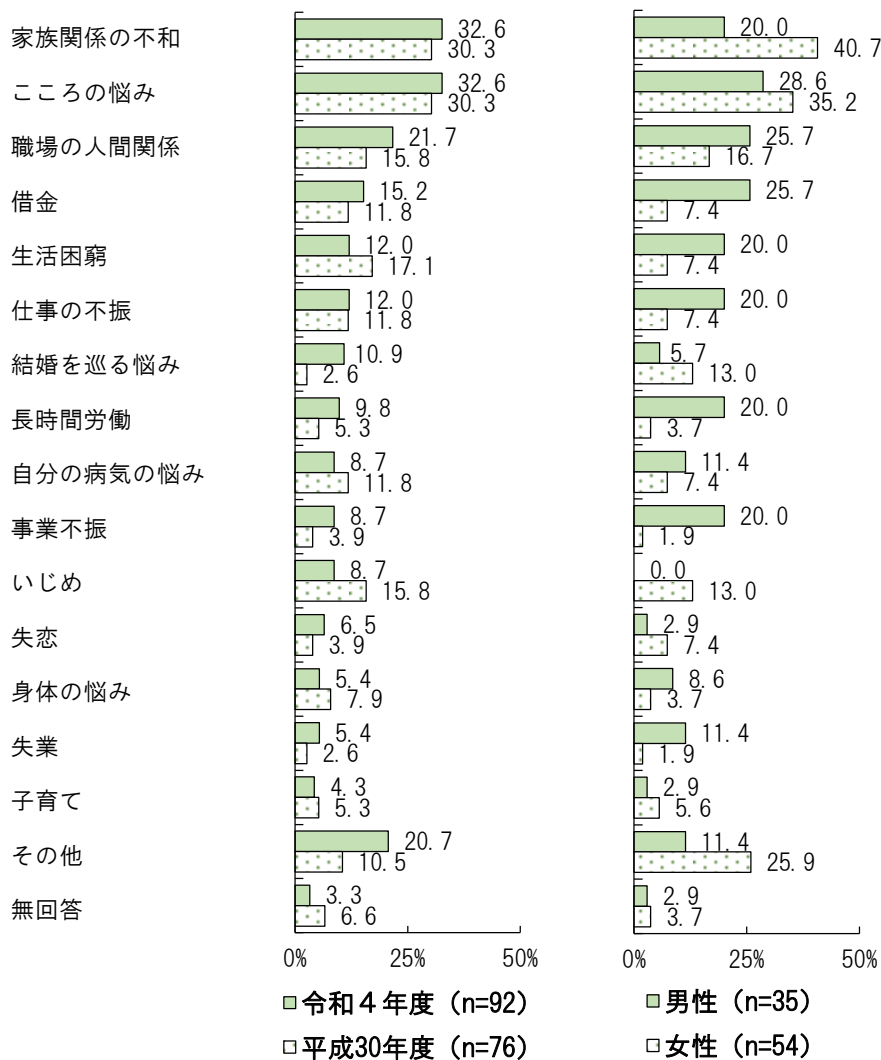
職業別で見ると、すべての職業において「10年以上前」が約5割～6割と最も多くなっています。



自殺したいと本気で考えた要因は、「家族関係の不和」「こころの悩み」が32.6%と最も多く、次いで「職場の人間関係」が21.7%、「借金」が15.2%などとなっています。平成30年度と比較すると、「職場の人間関係」「結婚を巡る悩み」が増加し、「生活困窮」「いじめ」が減少しています。

性別で見ると、男性において「こころの悩み」が28.6%、女性においては「家族関係の不和」が40.7%と最も多くなっています。また、男性においては「職場の人間関係」「借金」「生活困窮」「仕事の不振」「事業不振」など、生活や仕事に関するものが女性よりも多い傾向にあり、女性においては「家族関係の不和」「こころの悩み」など、家庭に関するもの・精神的なものが男性よりも多い傾向にあります。

自殺したいと本気で考えた要因*（上位15項目抜粋、複数回答可）



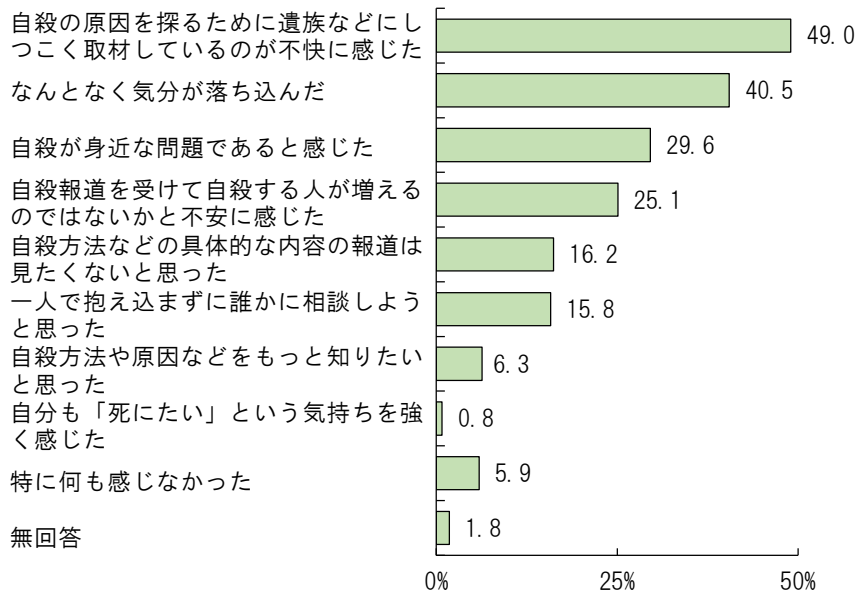
*アンケートにおいて【これまでの人生で、自殺したいと本気で考えたことがあるか】という質問に対し「自殺したいと本気で考えたことがある」と回答した方が対象（以下同）

●メディア（新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体）について

自殺を扱った報道についてどのように感じるかについては、「自殺の原因を探るために遺族などにしつこく取材しているのが不快に感じた」が49.0%と最も多く、次いで「なんとなく気分が落ち込んだ」が40.5%、「自殺が身近な問題であると感じた」が29.6%などとなっています。

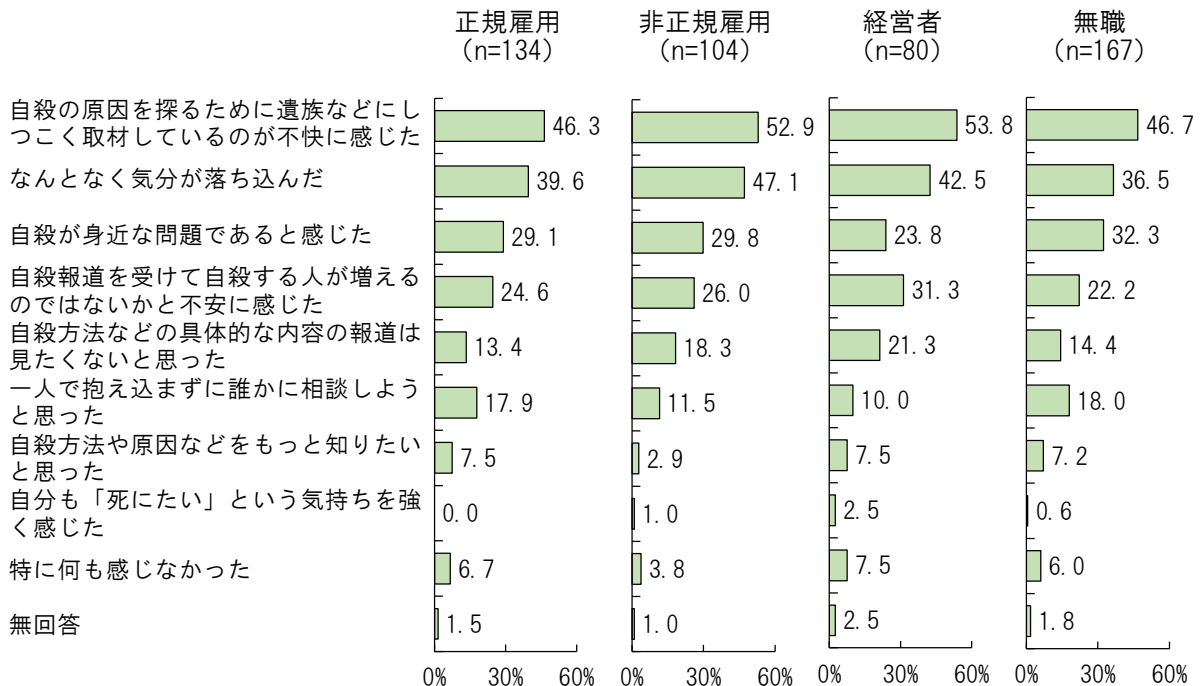
職業別でみると、すべての職業において「自殺の原因を探るために遺族などにしつこく取材しているのが不快に感じた」が約4割超～5割超と最も多くなっています。

自殺を扱った報道についてどのように感じるか（複数回答可）



■全体 (n=494)

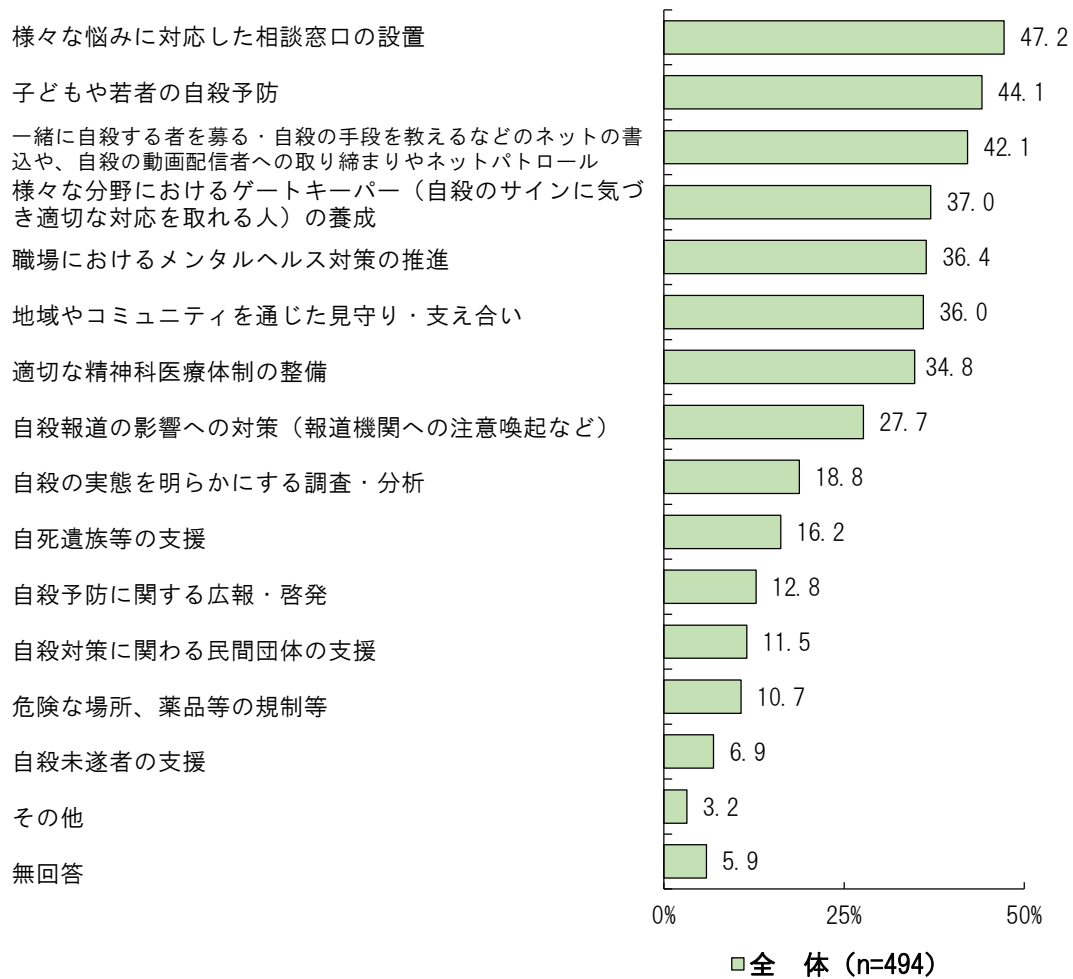
【職業別】



●今後の自殺対策について

有効であると思う自殺対策は、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が47.2%と最も多く、次いで「子どもや若者の自殺予防」が44.1%、「一緒に自殺する者を募る・自殺の手段を教えるなどのネットの書込や、自殺の動画配信者への取り締まりやネットパトロール」が42.1%などとなっています。

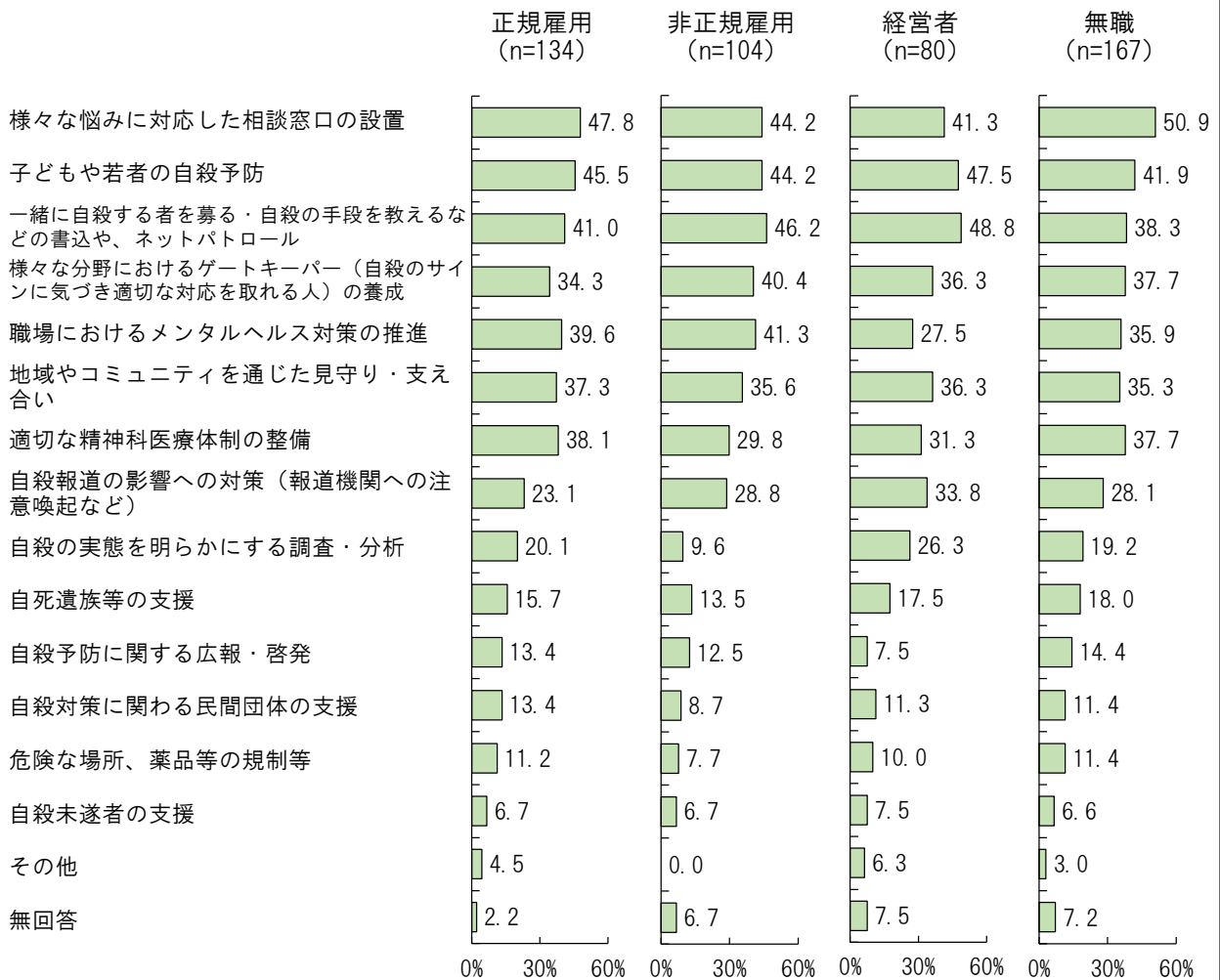
どのような自殺対策が有効であると思うか（複数回答可）



有効であると思う自殺対策を職業別でみると、正規雇用・無職において「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が約5割、非正規雇用・経営者においては「一緒に自殺する者を募る・自殺の手段を教えるなどのネットの書込や、自殺の動画配信者への取り締まりやネットパトロール」が約4割超～5割と最も多くなっています。また、正規雇用・非正規雇用・無職において「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が約3割強～4割を上回っている一方、経営者においては3割を下回って低く、経営者と雇用者・就業者における意識の差異があることがわかります。

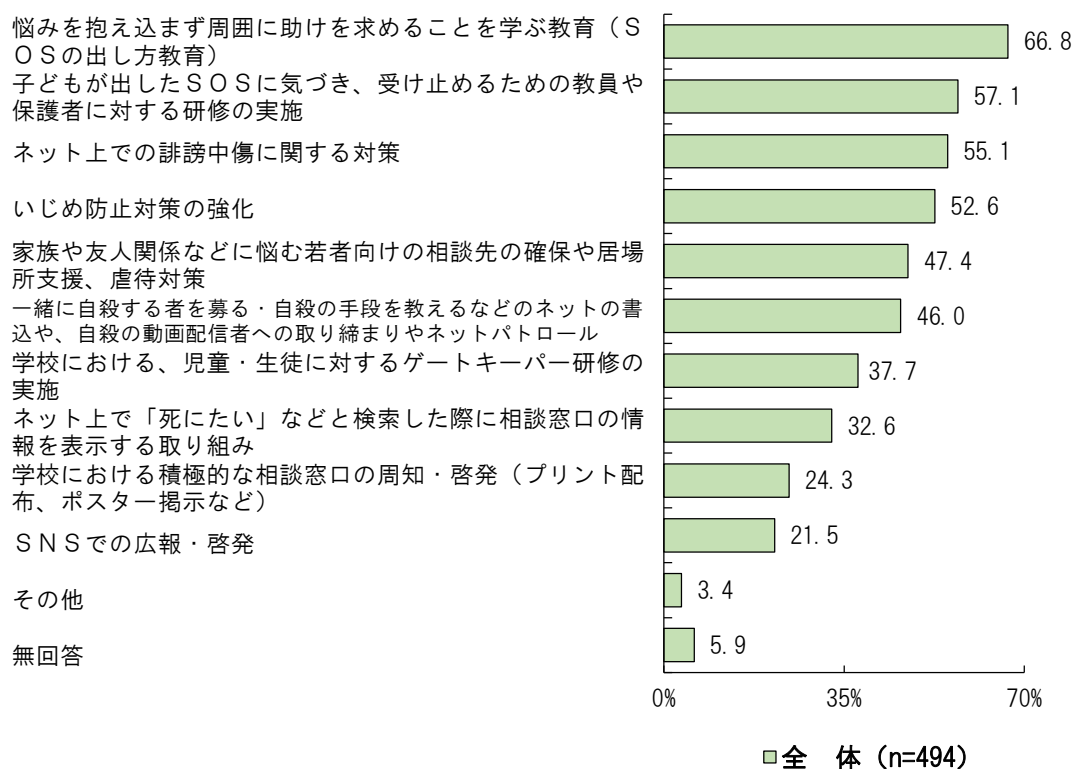
どのような自殺対策が有効であると思うか（職業別・複数回答可）

【職業別】

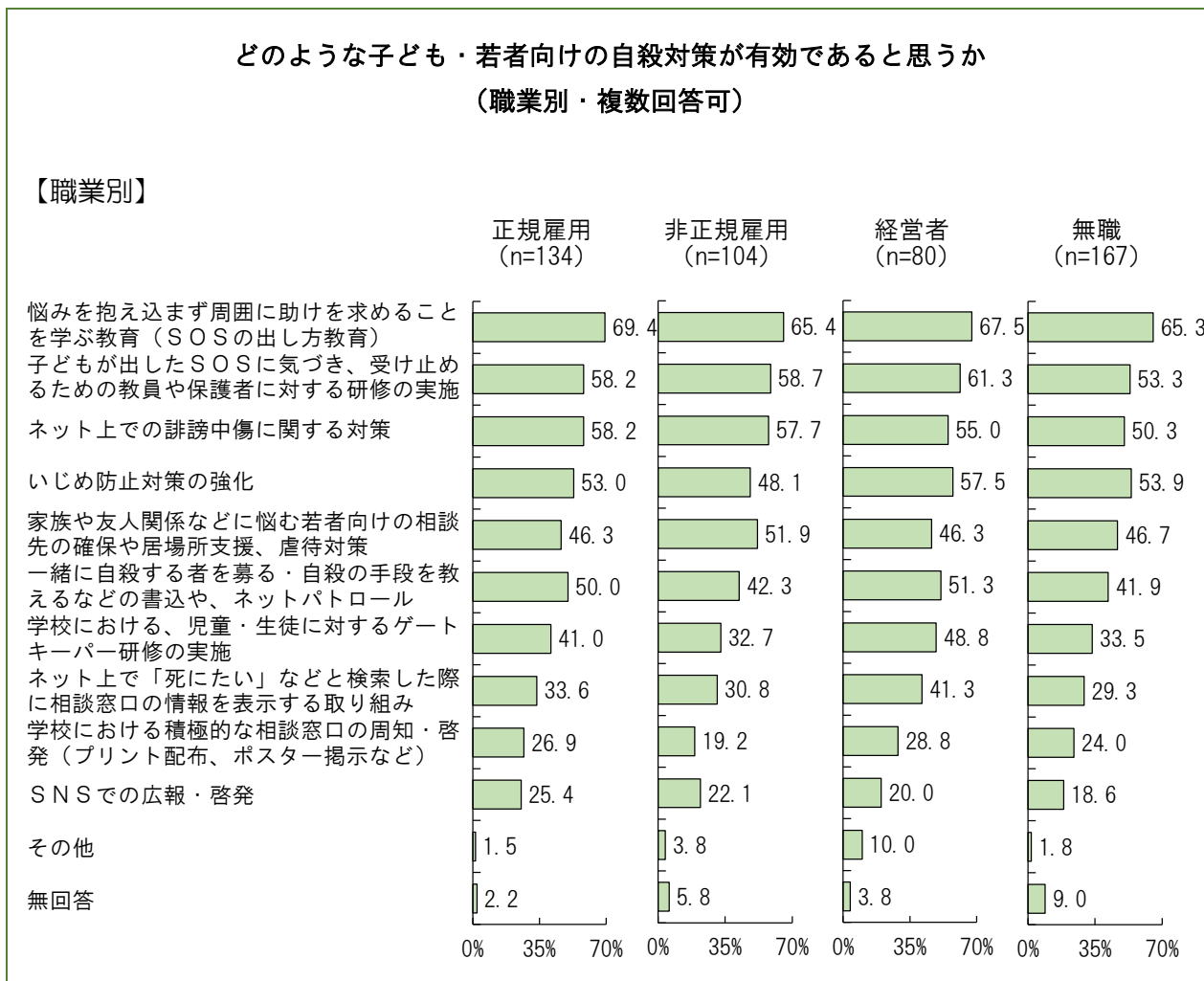


有効であると思う子ども・若者向けの自殺対策は、「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育（SOSの出し方教育）」が66.8%と最も多く、次いで「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が57.1%、「ネット上での誹謗中傷に関する対策」が55.1%などとなっています。なお、上位の項目は、周囲に助けを求めることや子どもからのSOSへの対策など『気づき』に関するもの、反対に下位の項目は、情報や相談窓口の周知・啓発に関するものである傾向があります。

どのような子ども・若者向けの自殺対策が有効であると思うか（複数回答可）

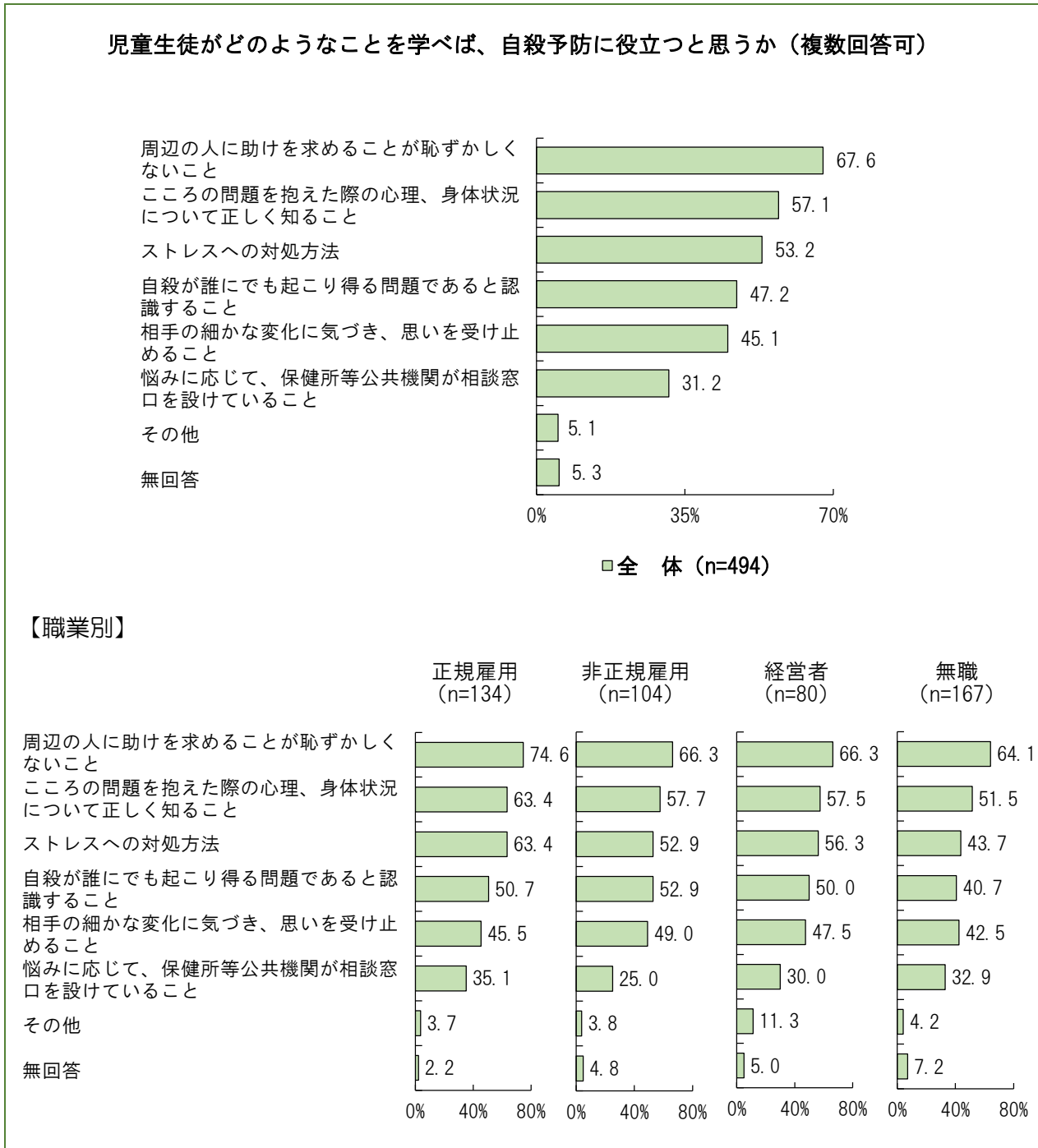


有効であると思う子ども・若者向けの自殺対策を職業別で見ると、すべての職業において「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育（SOSの出し方教育）」が約6割超～7割と最も多くなっています。



学校において、児童生徒が学べば自殺予防に役立つと思うことは、「周辺の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が67.6%と最も多く、次いで「こころの問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」が57.1%、「ストレスへの対処方法」が53.2%などとなっています。

職業別で見ると、すべての職業において「周辺の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が約6割超～7割超と最も多くなっています。



第3節 取組指標の達成状況

本計画の策定にあたり、「誰も自殺に追い込まない軽井沢町」の実現を目指して前期計画で設定した取組指標の達成状況について、評価を行いました。

(1) 軽井沢町自殺対策連絡協議会の設置(軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会)

自殺対策に向けた関係機関による協議の場である「軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会」を組織し、令和2年度以降年1回以上会議を実施してきました。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 会議の開催回数 | — | 年1回 | 0回 | 2回 | 1回 | 1回 | 3回 |

(2) ゲートキーパーの養成(町職員)

令和元年度から令和2年度にかけて、ゲートキーパー養成講座を定期的を開催し、全職員による受講がありました。しかし、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより養成講座が開催できていません。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自治体職員の養成講座の受講状況 | — | 全職員受講 | 全職員受講 | 全職員受講 | 講座実施なし | 講座実施なし | 講座実施なし |

(3) 自殺対策リーフレットによる周知

令和元年度中に、自殺対策に関する内容のリーフレットを作成し、全戸及び町内関係機関へ配布し周知しました。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|------------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| リーフレットの配布数 | — | 全町民へ配布 | 全戸配布を実施 | — | — | — | — |

(4) 地域サロンと連動した支え合う地域づくり

令和5年度時点で、町内すべての地区に計27か所の地域サロン・通いの場が設置されています。今後は、設置した地域サロン・通いの場を維持するための支援策が課題となっています。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域サロン・通いの場の数 | 16か所 | 21か所 | 21か所 | 23か所 | 26か所 | 26か所 | 27か所 |

(5) ゲートキーパーの養成（教育関係者）

令和3年度に、新任教員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施しました。令和5年度には、青少年健全育成会総会において研修を実施しました。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 教育関係者向けの養成講座の開催回数 | — | 年1回 | 0回 | 0回 | 1回 | 0回 | 1回 |

(6) すこやかお出かけ利用券の利用促進

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛などの影響により、すこやかお出かけ利用券の利用率は大幅な低下がみられました。令和3年度以降、利用率は上昇傾向にあります。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用率 | 77.0% | 80.0% | 72.7% | 62.7% | 69.8% | 73.7% | — |

(7) 母子・父子・寡婦福祉資金紹介

令和元年度に、3件の母子・父子・寡婦福祉資金の紹介ができています。その後、紹介を行った実績はありませんが、必要とする人に紹介を行う体制を保持しています。

| 取組指標 | 現状値 | 目標値 | 実績値 | | | | |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 令和5年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 紹介件数 | 0件 | 2件 | 3件 | 0件 | 0件 | 0件 | — |

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

自殺とは、その多くが追い込まれた末の死であり、またそのほとんどが防ぐことのできる社会的な問題でもあります。

自殺の原因としては、子育ての不安や進路の悩み、事業不振・失業や生活困窮など、様々なものが挙げられます。また、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺の要因となり得る問題がさらに悪化し、その結果女性や若者の自殺者が増えるなど、これまで潜在化していた問題が浮き彫りになりました。

自殺を防ぐには、自殺の原因となり得る「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことが重要です。また、自殺を「個人の問題」ととらえるのではなく、社会全体を対象として対策していくことも必要です。

このため、地域においては、様々な機関や団体、個人などの連携・協力が必要不可欠となります。また、町民一人ひとりが、自殺について誰もが当事者となり得るものだという認識を持ち、その対策について日頃から意識することも大切です。家族や職場なども含め、自分自身の周りで悩みを抱えた人がいないか、さらにそのような人が孤独・孤立状態となっていないかということ意識し、自殺を考えている人のサインに気づける体制の構築が必要です。町においては、このような地域における見守りの意識づくりのため、自殺や精神疾患などに関する正しい知識の普及啓発などを行い、早期発見・早期支援を促進することが重要です。

本計画の最上位計画であり、町政運営の基本的な指針となる『第6次軽井沢町長期振興計画』では、健康・福祉分野の基本理念を「誰ひとり取り残さないまちづくり」としており、同じく上位計画である『第4次軽井沢町地域福祉計画』においては、これを踏まえて「誰ひとり取り残さないまち 軽井沢」を基本理念に掲げています。これらの上位計画との整合性を図ることが必要であることと、自殺対策においても健康福祉分野や地域福祉に係る要素が重要であることから、本計画においても「誰ひとり取り残さないまち 軽井沢」を基本理念として継承し、自殺対策を推進していきます。

基 本 理 念
～誰ひとり取り残さないまち 軽井沢～

第2節 計画の基本認識

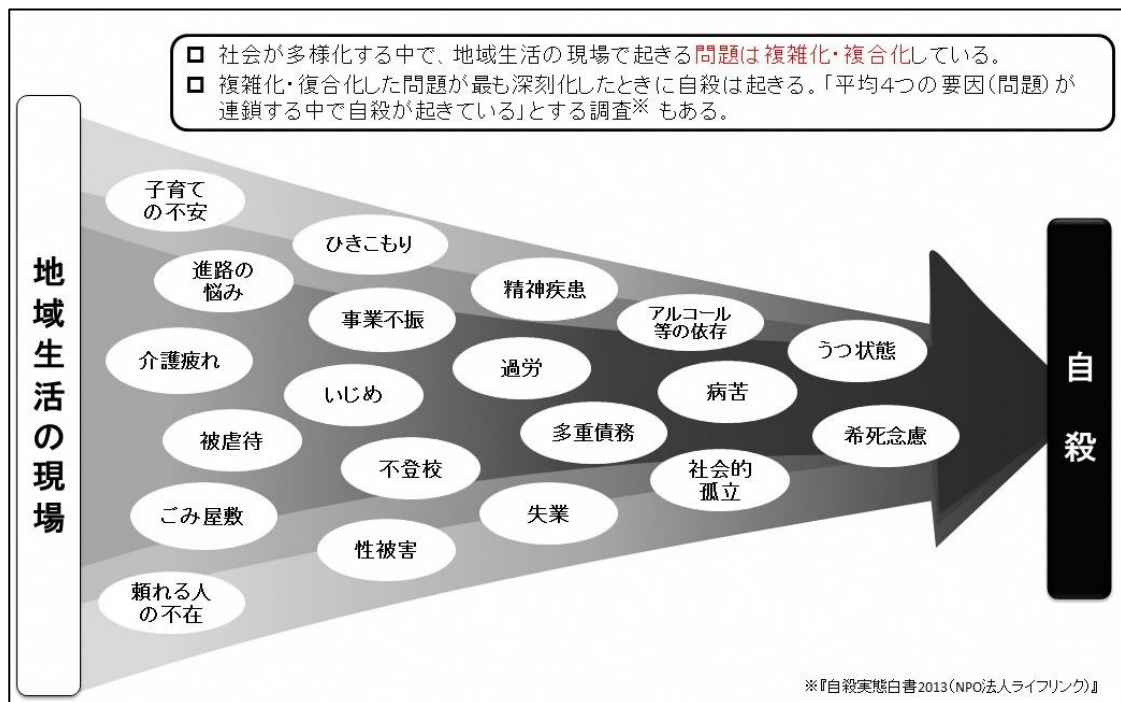
軽井沢町における自殺対策については、町の自殺の現状と課題を踏まえるとともに、国の「自殺総合対策大綱」にて挙げられている自殺総合対策における基本認識を踏まえて、以下の4つの基本認識に基づいて取り組むものとします。

1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である

自殺に至るまでの心理は、自殺の背景にある様々な悩みから心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会における役割喪失感、または与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができることから、自殺を「人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるまでのプロセス」として捉えることが重要です。

また、自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態をみると、様々な悩み・精神疾患などの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることがあきらかになっています。

こうしたことから、自殺は個人の自由な意思や選択によるものではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であるといえ、これを社会全体の共通認識としていくことが必要です。



資料：NPO法人ライフリンク「自殺実態白書 2013」

2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

自殺対策基本法が成立した平成18年以降、自殺対策に係る取組が進められたことにより、我が国の自殺者数は減少傾向にあり、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。軽井沢町においても、平成30年度に『軽井沢町自殺対策推進計画』を策定して以降、自殺者数は減少傾向で推移しています。

しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、我が国の自殺者数は平成21年以来11年ぶりに前年を上回りました。令和4年においても、男性の自殺者数が13年ぶりに増加、女性の自殺者数も3年連続の増加となっており、非常事態はいまだ続いているといえます。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた対策の推進を図る

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、人との接触機会が減り、その状態が長期化したことにより、人との関わり合いや雇用形態、学校生活などに大きな変化をもたらされました。こうした影響により、特に女性や子ども・若者の自殺者数が増加するとともに、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後も影響が懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、女性をはじめ、雇用関係によらない働き方をしている人、不規則な学校生活や行事・部活動の中止・延期などを経験した児童生徒などへの影響などが特に大きな課題となったことから、これらを踏まえた対策を講じることが求められます。

4 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

自殺対策基本法において、自殺対策の目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれています。これはすなわち、自殺対策を社会づくり・地域づくりの一環として推進することを意味しています。

自殺対策基本法において、都道府県及び市町村は、「自殺総合対策大綱」の内容や地域の実情などを勘案して、それぞれ自殺対策計画を策定するものとしています。また、自殺対策計画の策定においては、各都道府県及び市町村が自殺に関する地域特性を把握し、その特性に沿った政策パッケージに基づく計画を策定、計画を推進したのち、自殺の実状及び新たに顕在化した課題などを分析し、計画内容の改善を図ることで、より効果的な計画としていくことが必要です。

このように、自殺対策計画とは、PDCAサイクルを通じて、自殺対策に係る取組を常に改善・向上させながら推進していくものです。

第3節 自殺対策の基本方針

本計画の基本理念の実現を目指して、本計画の基本認識を踏まえて、以下の6つの基本方針のもとに自殺対策に取り組みます。

1 生きることの包括的な支援として推進する

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であることから、自殺は地域社会の努力によって避けることのできる死であるということが世界の共通認識となっています。

個人においても地域においても、自殺のリスクが高まるのは、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因」が自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を上回ったときです。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺のリスクを低下させる方向で推進することが必要です。

自殺の背景・原因となる要因には、制度・慣行の見直しや相談支援体制の整備などの社会的な取組により解決が可能であるものや、専門家への相談やうつ病などの精神疾患の治療などの社会的な支援の手を差し伸べることによる解決できるものがあります。こうした地域の取組を総動員することで、「生きることの包括的な支援」である自殺対策を、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るための取組として展開していくことが求められます。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題や経済・生活問題などの直接的な要因だけでなく、一人ひとりの性格や家族の状況、死生観などが複雑に関係して起こるものです。そのため、自殺を防ぐためには、精神保健的な観点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要となります。また、このように包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策・町民や組織が密接に連携することが必要です。

自殺の要因となり得る生活困窮や児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、差別や偏見など、関連の分野においても同様に連携した取組が展開されています。今後連携の効果をいっそう高めるため、様々な分野の関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、自殺対策に係る施策と、「我が事・丸ごと」支え合う地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策、孤独・孤立対策、子どもの支援に係る施策などとの連携を図り、一体的に展開していくことが重要となります。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺のリスクを低下させる方向で、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関などによる実務連携などの「地域連携のレベル」、法律・大綱・計画などの枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けて考え、それぞれにおいて強力かつ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、以下の3つの段階に分けて、段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患などについての正しい知識の普及啓発などの自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと
- 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと
- 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚などに与える影響などを最小限とし新たな自殺を発生させないこと、発生当初から継続的に遺族などにも支援を行うこと

軽井沢町においては、中でも「事前対応」に重点的に取り組むことにより、自殺を未然に防ぐまちづくりを図っていきます。

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。このような心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医などの専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていくことのできるよう、広報活動や教育活動などに取り組んでいくことが重要です。

5 町、関係団体、民間団体、企業及び町民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

軽井沢町の自殺対策が最大限その効果を発揮するためには、軽井沢町のみならず、関係団体、民間団体、企業、そして町民一人ひとりの連携・協働のもとで自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、取組について情報を共有することで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。加えて、自殺は社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、主体的に自殺対策に取り組むことが求められます。

6 自殺者などの名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺に至った人や自殺未遂をした人、そうした人の親族などの名誉及び生活の平穩に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められています。

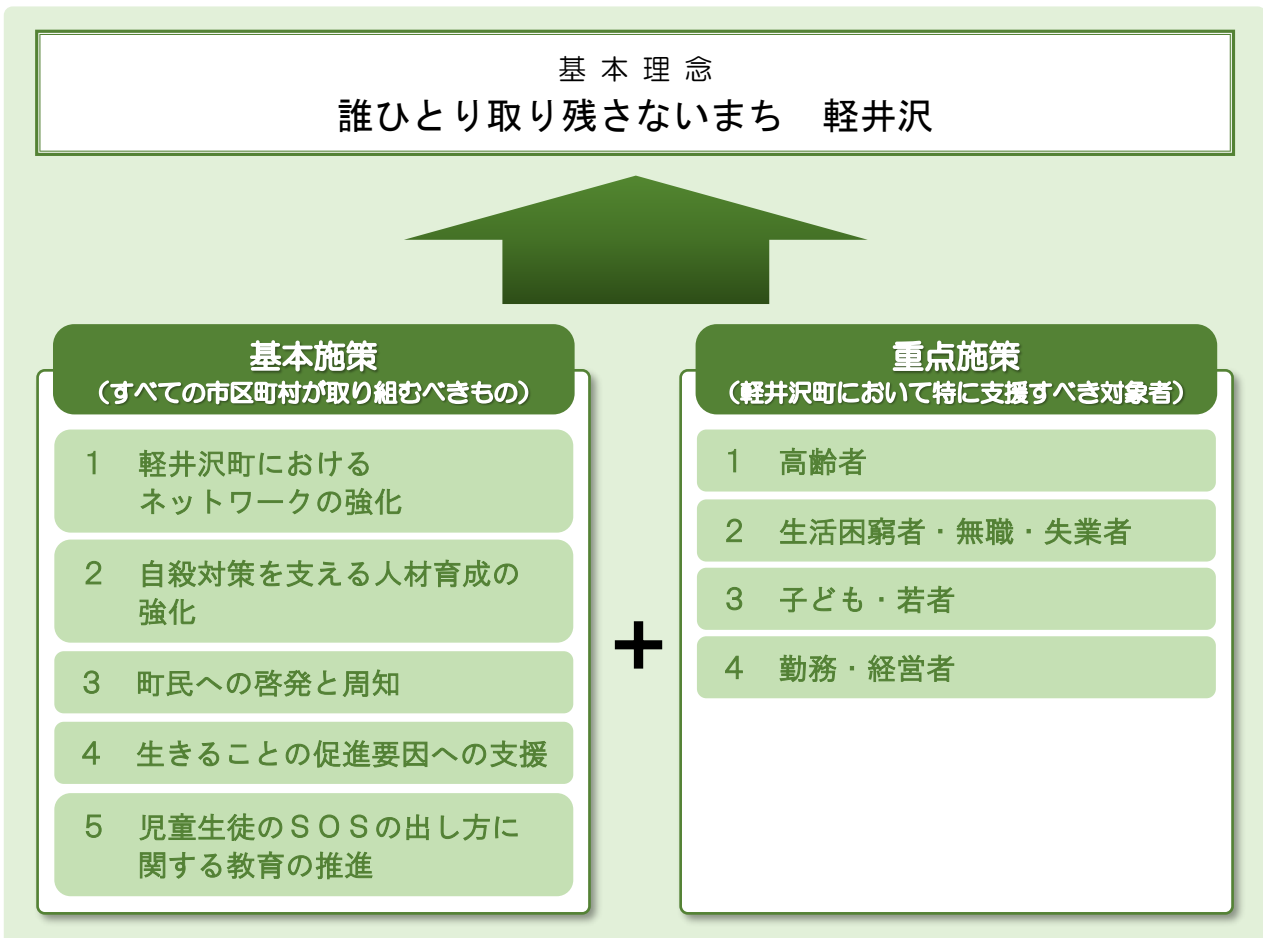
自殺という事象及び自殺に関する情報は、周辺の人々の生活や心身の健康などに大きな影響を与える、配慮を必要とするものです。自殺対策を推進する上で、こうした実情を改めて認識することが求められます。

第4節 施策の体系

市区町村による地域自殺対策計画の策定を支援するために、いのち支える自殺対策推進センターは、地域自殺対策の策定に資する地域自殺対策政策パッケージを作成しています。

地域自殺対策政策パッケージは、すべての自治体において取り組むことが求められている5つの【基本施策】と、それぞれの市区町村における自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」において定められた、特に力を入れるべき支援群に焦点を絞った【重点施策】によって構成されています。

軽井沢町では、以下の5つの基本施策と4つの重点施策に沿って、町を挙げた自殺対策の推進を図っていきます。



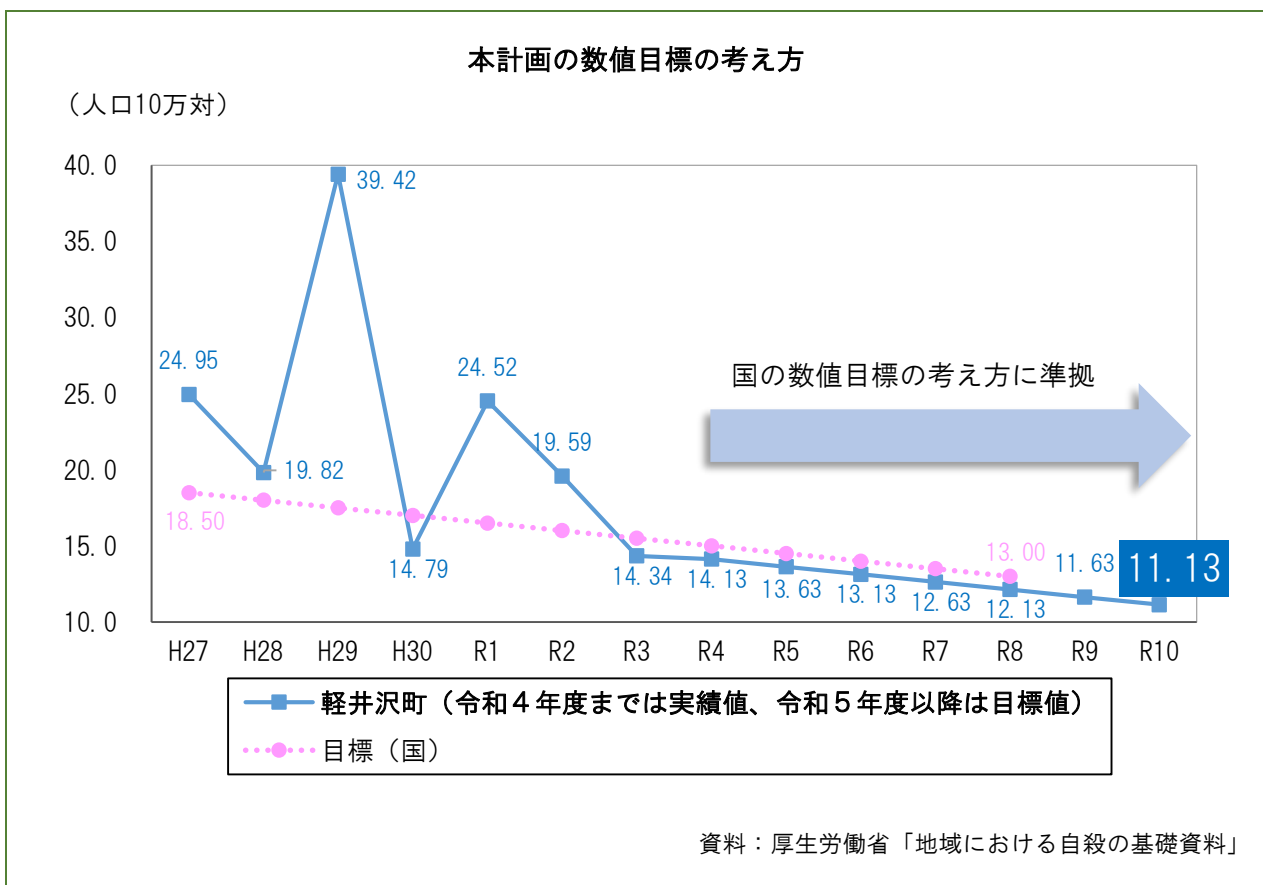
第5節 本計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を最終的に目指すところとしています。こうした社会を実現するためには、自殺対策を推進する上での具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取組がどのように効果を上げているのかを検証していくことが必要です。また、数値目標として「令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させる」こととしています。

本計画の前期計画である「軽井沢町自殺対策推進計画」では、計画の最終年度である令和5年度に自殺死亡者を0人にする」を計画の目標とし、自殺対策の推進を図ってきました。しかし、軽井沢町の自殺死亡率は令和元年度以降減少傾向にあります。しかし、いまだ年間3人以上の尊い命が自殺によって失われており、目標達成には至っていません。

こうした現状を踏まえて、自殺対策に係る取組を、中長期的な視点のもと着実に推進していく必要があるといえることから、本計画における数値目標は、国の「自殺総合対策大綱」における目標設定の考え方に準拠して設定することとします。

以上の考え方から、過去のデータを考慮して、本計画では「令和10年の自殺死亡率を、令和4年と比べておよそ21%の減少となる11.13以下」としますが、限りなくゼロを目指していきます。



第6節 持続可能な軽井沢目標“S軽Gs”の視点に立った施策の推進

『第6次軽井沢町長期振興計画』では、持続可能な社会の実現を目指すSDGs（＝持続可能な開発目標）の理念に基づいて、総合戦略とSDGsの目指す目標を融合させ、軽井沢町の実情にあった“持続可能な軽井沢目標（Sustainable 軽井沢 Goals）”（略称：S軽Gs）を設定し、推進しています。

本計画においてもこの“S軽Gs”の考え方を踏まえた施策の推進を図るものとします。本計画と主に関連のあるSDGsのGoals及び“S軽Gs”のリーディングTargetsは次の9つです。



| SDGs のゴール | (上段)：SDGsのGoals (下段)：S軽Gs／リーディング Targets | SDGs のゴール | (上段)：SDGsのGoals (下段)：S軽Gs／リーディング Targets |
|--------------|---|--------------|---|
| | 貧困をなくそう 安定した就労につながる支援 を行う | | すべての人に健康と福祉を すべての住民の健康を維持・ 改善する |
| | 質の高い教育をみんなに 子どもたちが住民とともに学 ぶ場を充実する | | ジェンダー平等を実現しよう 女性の参画及び平等なリーダ ーシップの機会を確保する |
| | 働きがいも経済成長も 新たな軽井沢産業を創出する | | 人や国の不平等をなくそう 不公平・不平等のないまちづく りをする |
| | 住み続けられるまちづくりを 子どもたちが戻ってきたくな るような創業支援のプラット フォームをつくる | | 平和と公正をすべての人に 保護を必要とする子どもと 家庭への切れ目のない支援 をする |
| | パートナーシップで目標を達成しよう 町の政策の一貫性を目指し、官民、住民社会 のパートナーシップを推進する | | |

第4章 基本施策の推進

基本施策1 軽井沢町におけるネットワークの強化



自殺の多くは、健康問題や経済・社会問題、家庭の問題など様々な要因が関係しており、これらが複雑化・複合化して起こるものとされています。こうした問題に適切に対応するためには、地域の保健・福祉・医療・教育・職域・法律などの幅広い分野の関係者による連携・協力のもとで効果的な支援策を展開していくことが重要となります。このため、各種関係機関の連携強化及び庁内の関係部署間の連携強化を通して、町を挙げて自殺対策に取り組むネットワークの強化を図ります。

1 地域・庁内における連携・ネットワークの強化

【主な施策・事業】

| | | |
|----------------------------|--|-------|
| 軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会 | | |
| 1 | 地域の保健・福祉・医療・教育などの関係機関や民間団体などで構成される「軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会」を開催し、関係機関間の連携強化と自殺対策に関する情報共有、社会全体での取組を推進していきます。 | 健康推進係 |
| 軽井沢町自殺対策推進委員会 | | |
| 2 | 庁内の相談窓口担当者など、自殺対策に関係している部署の担当者による「軽井沢町自殺対策推進委員会」を開催し、自殺の実態についての把握や事例検討、計画の進捗状況についての報告などを通して担当者間の連携強化を図ります。 | 健康推進係 |

2 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

【主な施策・事業】

| | | |
|------------------------------|---|--------|
| 町民無料法律相談 | | |
| 1 | 町の顧問弁護士による町民無料法律相談において、自殺リスクの高い者を発見した際は、適切な支援につなげます。 | 住民係 |
| 要保護児童対策地域協議会 | | |
| 2 | 虐待を受けている子どもや非行児童をはじめとする要保護児童などの早期発見や適切な保護・支援を図るため、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関などによる子どもやその家庭に関する情報共有と対応の検討を行います。 | 子育て支援係 |
| 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化 | | |
| 3 | うつ病やアルコール依存症・薬物依存症、統合失調症などの精神疾患など、自殺のリスクを抱える人の支援を図るため、支援団体や専門医療機関などとの連携に努めます。 | 健康推進係 |

基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化



地域におけるネットワークはそれを担う人材がいてはじめて機能することから、自殺対策を支える人材を育成することは、取組を推進する上で不可欠な取組です。

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応を図るためには、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る役割を担うゲートキーパーの存在が重要になります。

町職員だけでなく、町民全体に対してゲートキーパー養成研修を実施することで、地域において悩みを受け止め、支え合う意識を醸成していきます。

1 ゲートキーパー養成研修の実施

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|-------|
| 1 | 町職員向けゲートキーパー養成研修の開催 | 健康推進係 |
| | 町職員が日々の業務において、自殺のリスクが高い町民を適切な関係部署・機関につなげ支援を図ることのできるよう、町職員向けのゲートキーパー養成研修を開催します。 | |
| 2 | 町民向けゲートキーパー養成研修の開催 | 健康推進係 |
| | 町民全体を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。 | |
| 3 | 教育関係者向けゲートキーパー養成研修の開催 | 学校教育係 |
| | 町内小中学校の教職員による見守り・傾聴を促進するとともに、「SOSの出し方に関する教育」を推進するため、町内の教育・保育施設に勤務している教職員・専門職を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。 | |

2 自殺対策従事者、関係者間の連絡調整を担う担当者のこころのケアの推進

【主な施策・事業】

| | | |
|---|---|-------|
| 1 | 受け手・支え手支援事業 | 健康推進係 |
| | 町の専門職の資質向上及び負担の軽減を図るため、会議の場を用いて困難な事案・相談内容の情報共有を図ります。(佐久総合病院と連携) | |
| 2 | メンタルヘルス研修(ラインケア) | 人事給与係 |
| | 管理職などを対象に、部下のストレスなどによる心身の変化に対する気づきや対応についての研修を行うことで、職員の心身の健康増進を図ります。 | |
| 3 | メンタルヘルス研修(セルフケア) | 人事給与係 |
| | 職員に対し、こころの健康づくりに関する研修を実施します。 | |
| 4 | 職員ストレスチェック業務 | 人事給与係 |
| | 職員のストレスチェックの実施や、ストレスをより多く感じている職員への個別カウンセリングや職場への個別研修などの実施を通して、職員のこころのケアを図ります。 | |
| 5 | セルフケアサポート事業 | 人事給与係 |
| | ストレスチェックの結果に伴い産業医や衛生管理者との面談希望者に対するサポートを実施し、心身のケアを図ります。 | |

基本施策3 町民への啓発と周知



自殺行動に至る人は、突然その行為に及ぶのではなく、様々な悩みや精神疾患などを抱え、命を絶たざるを得ない状況まで追い込まれるプロセスを経ています。また、その多くが自殺を考えている間に、悩みを抱えながらも様々なサインを発しています。自殺を防ぐためには、こうしたサインを発している人に寄り添うことができるよう、気軽に相談できる相談窓口や、自殺やうつなどに対する正しい知識が周知されていることが必要です。しかし、自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得るものでありながら、自殺や自殺に至るまでのプロセスについていまだ正しく理解されていない現状があります。

このため、自殺対策に関するリーフレットやポスターを活用した啓発活動を実施するとともに、各種講座などの機会を活用した自殺予防に関する内容の普及啓発を図ります。また、様々な悩みを抱える人をそれぞれ必要としている支援につなげられるよう、町内外の各種相談窓口について広く周知していきます。

1 リーフレット・ポスターの作成と活用

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|-------|
| 1 | 自殺対策リーフレットの作成・配布・設置 | 健康推進係 |
| | 町内外の各種相談窓口の一覧を掲載した、自殺対策を啓発するリーフレットを作成し、全戸配布を行うとともに、各種イベントや啓発活動・普及活動における配布を通して広く周知していきます。 | |
| 2 | 自殺対策ポスターの配布・掲示 | 健康推進係 |
| | 自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策に関する啓発をいっそう推進するため、町内各施設に掲示を行います。 | |
| 3 | 相談窓口一覧カードの作成・配布 | 健康推進係 |
| | 様々な悩みに対応する県や国の相談窓口に関する情報をまとめたカードを作成し、各所に配布します。 | |

2 町民向けの講演会やイベントなどの開催

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|-----------------------------------|
| 1 | 人権に関する講座での自殺対策に関連する啓発 | |
| | 町民向けの人権講座において、自殺の要因となり得る差別・人権侵害の防止などについて啓発していくとともに、自殺対策に関する内容や、自治体が提供する支援策・サービスなどの活用方法についての情報提供を行います。また、町民一人ひとりによる傾聴の重要性について周知します。 | 生涯学習係 |
| 2 | 男女共同参画フォーラム実行委員会主催の講演会 | |
| | 男女共同参画フォーラム実行委員会が主催する講演会において、ワーク・ライフ・バランスの重要性や、自殺の要因の一つである長時間労働やワンオペ育児、セクハラ・パワハラ・家庭内暴力などの防止について啓発を行います。 | 生涯学習係 男女共同参画 フォーラム 実行委員会 |
| 3 | 出前講座（こもれびの街講座）における町民向けの啓発 | |
| | 町民の自殺対策への当事者意識を高めるため、町政への理解や関心を深めてもらう場として開催している出前講座（こもれびの街講座）の講座メニューに、自殺対策に関する内容を盛り込みます。 | 健康推進係 |
| 4 | 自殺やうつ病などの精神疾患に関する知識の普及啓発 | |
| | うつ病などの精神疾患、自殺の問題についての正しい知識を普及するため、県や国からの啓発ポスターなどを民間企業と協力し、町民の目に留まりやすい所に掲示、チラシなどを配布することにより理解を深め、偏見をなくす取組を推進します。 | 健康推進係 |
| 5 | 人権同和教育講座 | |
| | 自殺の原因の1つともなり得る人権問題について理解を深めることを目的とした講座を実施し、無理解・誤解や偏見などの解消を図ります。 | 生涯学習係 |
| 6 | 労働教育講座【東信労政事務所】 | |
| | 労働問題や安心して働ける職場環境づくりなどについて、幅広く学んでいただくための各種労働教育講座の案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |
| 7 | 町民への研修 | |
| | こころの健康に関する講座を町民向けに実施し、メンタルヘルス及びセルフケアについて周知します。 | 健康推進係 |

※軽井沢町の行政組織ではない主体が実施している施策・事業については、軽井沢町の担当部署において【窓口案内】を実施する旨を明記し、施策・事業名に続いて実施主体を明記しています。

3 メディアを活用した啓発の実施

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|-------|
| 1 | 図書館における特集コーナーの設置 | |
| | <p>中軽井沢図書館2Fにて、自殺予防週間や自殺対策強化月間に限らず「読むおくすり」として「特集コーナー」を設置し、書籍を用いてこころの健康やうつ病予防などについての啓発を図ります。</p> <p>なお、書籍の貸出や返却の際は、セルフ貸出機や返却ポストを活用するなど、気兼ねなく利用できるよう配慮します。</p> <p>「デジとしよ信州」にも同様のコーナーを設けています。</p> | 図書館係 |
| 2 | 町保健センター「木もれ陽の里」における特設コーナーの設置 | |
| | <p>町保健センター「木もれ陽の里」にて、自殺予防週間や自殺対策強化月間に特設コーナーを設置し、こころの健康やうつ病予防などについての啓発を図ります。</p> | 健康推進係 |
| 3 | 自殺対策推進の広報活動 | |
| | <p>自殺対策強化月間・自殺予防週間における啓発や、担当課による啓発活動実施時に、町ホームページやSNSなどの多様な媒体を用いて情報発信を行います。</p> | 健康推進係 |

基本施策4 生きることの促進要因への支援



自殺対策の本質は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことによって「生きることの包括的な支援」を図ることです。このため、自殺の要因となり得る健康問題や家族問題、勤務問題、経済問題、その他の「生きることの阻害要因」などの多岐に渡る事象を受け止める相談支援体制を整備するとともに、解決を図る支援策を充実させていきます。

加えて、再度の自殺企図のおそれがあるため自殺のリスクが高いとされる自殺未遂者や、自殺により遺された人などに対する支援を図っていきます。

1 居場所づくりの推進

【主な施策・事業】

| | | |
|----------------------------------|---|---------------------------------|
| 地域サロン、通いの場と連動した支え合いの地域づくり | | |
| 1 | 社会福祉協議会と連携しながら、地域の気軽なつどいの場であるふれあい生き生きサロンや地域交流会・懇談会、高齢者の介護予防のための「通いの場」などの居場所づくりを推進することで、地域において顔の見える関係づくりを図ります。 | 福祉係 高齢者係 地域包括支援係 健康推進係 |
| 子育て相談及び支援と連動した居場所づくり | | |
| 2 | 子育て支援センター「るるぱる」にて、未就学児の保護者が子どもとふれあいながら遊べる場所を提供するとともに、助産師・保健師・保育士による子育てに関する相談支援・情報提供を行います。 | 子育て支援係 |
| 放課後子ども教室 | | |
| 3 | 保護者が日中、労働などにより家庭にいない小学生児童に対し、健全な育成と居場所づくりを目的として、授業終了後に放課後子ども教室が併設された児童館を活用して学習・遊戯・生活の場を提供します。 | 児童係 |
| 教育支援センター | | |
| 4 | 心理的または情緒的な理由により、登校できない状態にある児童生徒の自立を図る学外施設である中間教室「教育支援センター」を運営し、児童生徒の心身の成長に関することや不登校・いじめなどの悩み、保護者の悩みなどの学校生活・家庭生活に関する相談支援を行います。 | 学校教育係 |
| 児童館 | | |
| 5 | 親子での遊びや、子育てに関する情報交換・交流の場としての児童館の活用促進を図ります。 | 児童係 |

| | | |
|------------------------------|--|-------------------|
| 子ども食堂【フードバンク軽井沢】 | | |
| 6 | フードバンク軽井沢に寄せられる食料や農家から寄付される食料を使用し、子どもから大人も対象とした食事を提供する「こどもの居場所 あたしキッチン」に関する情報提供を行います。 | 【窓口案内】 社会福祉協議会 |
| 障がい者への短期入所事業【佐久広域連合】 | | |
| 7 | 居宅において介護を行う方の疾病、その他の理由により、短期間の日常支援などを必要とする障がい者を対象に短期入所を行い、本人や家族の抱える問題や悩みなどに対し相談支援につなぎます。 | 【窓口案内】 福祉係 |
| 精神障がい者当事者会の実施【佐久広域連合】 | | |
| 8 | ピアサポーター（自分も障がいや病気の経験があり、その経験を活かして同じ境遇にある仲間をサポートする人）として、当事者間の交流による不安の解消や、退院支援、日常生活上の困りごとなどを共有して社会参加を促進するための当事者会である「佐久来いコイの会」への案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 軽井沢町精神保健福祉自助グループ | | |
| 9 | こころの病気で悩む方に対し、当事者による患者会「若葉会」について周知し、なかなか理解されにくいこころの病気について理解し合うとともに、ともに歩んでくれる仲間同士の交流・活動を支援します。 | 健康推進係 |
| 医療型短期入所・医療型特定短期入所 | | |
| 10 | 在宅で医療的ケアを必要とする障がい児（者）、または重症心身障がい児（者）を介護されている家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。なお、宿泊を伴う場合と、宿泊を伴わない日中のみの利用も行っています。 | 福祉係 |

2 セクハラ・パワハラ・DVなどの暴力への対策

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|----------------------------------|
| 1 | セクハラ・パワハラ・DVなどに関する周知啓発 | 生涯学習係 |
| | 人権啓発講座の開催や情報発信などを通して、町内の企業や民間団体に対し、セクハラやパワハラ、マタハラ、モラハラなどのハラメントやDVなどの防止について周知啓発します。 | |
| 2 | DV被害者相談 | 健康推進係 |
| | 佐久保健福祉事務所などの関係機関との連携を通して、町内の相談窓口において、DVについての相談を受けた際の適切なつながを図ります。 また、町内で発生した事案への直接的な介入の必要性に備えた、研修などの実施について検討します。 | |
| 3 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 | 生涯学習係 |
| | 性暴力や性被害、望まない妊娠の防止を図るため、性と生殖に関する健康と権利を意味する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する周知啓発を、啓発資料を用いて行います。 | |
| 4 | 児童虐待・DV24時間ホットライン【長野県子ども・家庭課】 | 【窓口案内】 子育て支援係 福祉係 健康推進係 |
| | 児童虐待やDVを受けている人からの相談を受けたり、児童虐待やDVの現場を発見したりした際に、専門の相談による対応を行います。また、より早期の発見・支援を図ることができるワンストップ相談窓口について案内をします。 | |
| 5 | 妊娠・出産・育児休業などに関する対策 | 生涯学習係 健康推進係 |
| | 町内の企業に対し、妊娠・出産を理由とした雇用・労働条件における不当な取り扱いの防止や、妊娠時の定期健診、受診の必要性について啓発を行います。また、男女雇用機会均等法や育児休業法、労働基準法などの関係法について周知を図ります。 | |
| 6 | 若年層への性暴力未然防止のための啓発 | 生涯学習係 |
| | 巧妙化する若年層を狙った性犯罪・性暴力に関して、被害事例やトラブルに巻き込まれないためのコミュニケーションについての情報提供を実施するとともに、相談窓口の利用について共有します。 | |

3 自殺未遂者・遺された人への支援

【主な施策・事業】

| | | |
|--|--|--------------------------|
| 精神保健福祉相談 | | |
| 1 | 心身の変調や不調に気づいた人からの相談を受け、必要に応じて関係部署・機関につなげます。 また、相談支援後において、必要に応じてフォローアップや関係各課との連携による支援を行います。 | 健康推進係 |
| 自死遺族交流会の紹介【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 2 | 自死により身近な人を失った人に対し、同じ体験をした人々と安心して思いを語り合うことのできる佐久地域自死遺族交流会「佐久あすなるの会」を案内し、こころのケアと支援を図ります。 また、「佐久あすなるの会」について広報紙や啓発リーフレットなどを活用して周知します。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 救急搬送された自殺未遂者への対応 | | |
| 3 | 救急搬送された自殺未遂者に対し、医療機関などの関係機関と連携しながら、自殺未遂者及びその家族への継続的な支援を図ります。 | 健康推進係 |
| 学校・職場などにおける事後対応と二次的被害の防止【長野県保健・疾病対策課】 | | |
| 4 | 学校・職場などにおける重大な事件、事故などの発生直後の周りの方に対して、こころをケアしPTSD（心的外傷後ストレス障がい）などの二次的な被害を未然に防ぐため、長野県子どもの自殺危機対応チームと連携しながら適切に対応します。 | 【窓口案内】 学校教育係 健康推進係 |

4 相談体制の充実と相談窓口情報・支援策の発信

【主な施策・事業】

| | | |
|------------------------------|---|-----------------|
| 電話による相談対応【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 1 | 当事者の心身の不調や、当事者及び家族が抱える各種問題に対し、心といのちの支援相談員が対応する相談支援窓口を案内します。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| くらしと健康の相談会【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 2 | 健康問題・経済問題・家庭問題などの様々な相談を受け付けるワンストップ型の相談会について案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 町税などの納付相談 | | |
| 3 | 病気や失業などのやむを得ない理由で納付が困難な町民の生活状況などの聞き取りや、納付方法などの相談を行います。また、必要に応じて支援機関などへの案内を行うことで、自殺諸要因の早期解消につなげます。 | 収税係 |

| | | |
|---|--|---------------------------------|
| 消費生活に関する相談【東信消費生活センター】 | | |
| 4 | 商品やサービスなど消費生活全般に関する、消費者からの相談窓口を案内します。また、他の課題も把握・対応することで包括的な問題の解決に向けた支援を行います。 | 【窓口案内】 住民係 |
| 権利擁護相談事業 | | |
| 5 | 成年後見制度の利用や多重債務、高齢者虐待などに関する相談対応を、司法書士などと連携しながら行います。 | 福祉係 高齢者係 地域包括支援係 健康推進係 |
| 町民無料法律相談 | | |
| 6 | 土地・家屋・金銭貸借・夫婦・親子・戸籍などの法律上の困りごとに関する町民無料法律相談を行います。 | 住民係 |
| 労働などに関する相談機関の紹介 | | |
| 7 | 労働・就職に関する相談対応のため、長野県東信労政事務所など、専門の相談員による労働相談窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |
| 職場におけるメンタルヘルス相談【東信労政事務所】 | | |
| 8 | 産業カウンセラーによる職場におけるメンタルヘルスに関する相談窓口案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |
| 障がい者虐待対応業務【長野県障がい者支援課】 | | |
| 9 | 障がい者虐待に関する通報や相談の対応を関係機関（県）と連携し、課題の解決と適切な支援を行います。 | 福祉係 |
| 障がい者に関する総合的な相談 | | |
| 10 | 身体・知的・精神障がいなどに関する相談について、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携して来所面談・電話相談・自宅への訪問などを行い、総合的な相談支援を行います。 | 福祉係 |
| 難病に関する相談【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 11 | 症例数が少なく、治療方法が確立していない特定疾患（難病）をお持ちの方に対し、医療費助成などの窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 心配ごと相談 | | |
| 12 | 地域住民による生活上の相談・人権に関する相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。 | 社会福祉協議会 |
| 犯罪被害者などへの支援（犯罪被害者ネットワーク）【軽井沢警察署】 | | |
| 13 | 犯罪による被害を受けた方やその家族、遺族に対し、被害に関する早期回復や軽減を図るための支援を行います。 | 健康推進係 住民係 |
| 乳幼児相談 | | |
| 14 | 産前・産後の生活や、育児、子どもの発育・発達、予防接種、栄養などに関する相談を、保健師・管理栄養士などが個別で行います。 | 健康推進係 |
| 保育園子育て相談 | | |
| 15 | 4保育園において子育てについての相談を受け、心配ごとや不安の解消を支援します。 | 児童係 |

| | | |
|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 民生委員・児童委員による地域における相談支援 | | |
| 16 | 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員による相談支援などを行い、必要に応じて適切な行政窓口へつなげます。 | 福祉係 |
| 民生委員・児童委員による相談の充実 | | |
| 17 | 地域の身近な相談相手として、医療・介護・子育てなどの幅広い悩みの相談に応じている民生委員・児童委員の活動への支援を行うことにより、困難を抱えている住民の存在の把握と適切な支援先へのつなぎを促進します。また、自殺対策における「気づき」役としての役割を担うことができるよう、ゲートキーパー養成講座の受講の推奨や、民生委員・児童委員を対象とした研修会などに自殺対策に関する内容を盛り込みます。 | 福祉係 |
| 薬などに関する健康相談【佐久薬剤師会】 | | |
| 18 | 薬の正しい使用や、セルフメディケーション、医療・介護・福祉などに関する幅広い内容についての相談窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 精神保健福祉相談【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 19 | 精神科医によるこころの健康相談窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 地域包括支援センターでの総合相談 | | |
| 20 | 町内の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、様々な内容の相談対応を行うとともに、必要な支援機関へのつなぎを図ります。 | 地域包括支援係 |
| 重層的支援体制の整備 | | |
| 21 | 地域住民の多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応のため、分野や制度を超えて「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的かつ包括的に提供する支援体制を整備していきます。 | 福祉係 高齢者係 地域包括支援係 健康推進係 |
| 助産師による健康相談室 | | |
| 22 | 軽井沢病院の助産師が、妊娠・出産・子育ての相談から、自身のこころや体の変化による不調など、総合的な相談支援を実施します。また、思春期や子育て中の男性からの相談にも対応します。 | 軽井沢病院 助産師外来 |

5 心身の健康づくりの推進

【主な施策・事業】

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 各種健（検）診 | | |
| 1 | 疾病などの早期発見、早期治療を目的として、がん検診・歯周疾患検診、生活習慣病の予防、早期発見を目的として特定健診などの各種健（検）診を実施します。 | 保険年金係 健康推進係 |

| | | |
|----------------------------------|---|---------------------------|
| 特定保健指導 | | |
| 2 | 生活習慣病の予防や早期発見のため、健康の保持・増進についての助言などを行い、心身ともに健康でいられるような支援を行います。 | 保険年金係 健康推進係 |
| 重症化予防事業 | | |
| 3 | 生活の質の維持・向上のため、生活習慣病の発症や重症化を予防し、支援します。 | 保険年金係 健康推進係 |
| 健康教育・相談事業 | | |
| 4 | 地域の公民館などにて健康教育や介護予防教室などの出前講座（こもれびの街講座）や相談対応を行い、健康の維持・増進を図るとともに、健康や介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。 | 保険年金係 地域包括支援係 健康推進係 |
| くらしと健康の相談会【佐久保健福祉事務所】【再掲】 | | |
| 5 | 健康問題・経済問題・家庭問題などの様々な相談を受け付けるワンストップ型の相談会について案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| かかりつけ薬剤師【佐久薬剤師会】 | | |
| 6 | 飲食物やアルコール、家庭薬などに関して、相談対応を行います。 | 【窓口案内】 保険年金係 |
| 精神障がい者社会復帰事業（デイケア） | | |
| 7 | 音楽療法・絵画療法を用いたこころのケアのための健康教室を開催し、リラクゼーション効果や参加者同士のコミュニケーション（おしゃべり会）によるこころの健康づくりを図ります。 | 健康推進係 |
| 精神科デイケア【佐久総合病院・小諸高原病院】 | | |
| 8 | 再発予防やスキルアップを目的とし、対人関係や生活リズムの改善、日常生活に必要なスキルの獲得を目的とした支援を行う精神科デイケアの案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 断酒会活動【NPO法人AAジェネラルサービス】 | | |
| 9 | 自殺のリスクが高いとされる、アルコール依存者やその家族に向けて断酒会の活動の案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |

6 女性特有の課題への支援

【主な施策・事業】

| | | |
|-----------------------------|--|-------|
| 乳幼児相談【再掲】 | | |
| 1 | 産前・産後の生活や、育児、子どもの発育・発達、予防接種、栄養などに関する相談を、保健師・管理栄養士などが個別で行います。 | 健康推進係 |
| 保健センターによる切れ目のない伴走型支援 | | |
| 2 | 妊娠期から子育て期において支援を必要とする家庭に対し、地区担当保健師・助産師などが継続的な支援を行います。 | 健康推進係 |

| | | |
|--------------------------------|---|---------------|
| 福祉医療費給付事業 | | |
| 3 | 母子手帳交付日または転入日から出産（流産・死産含む）後 60 日までの妊産婦が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。 | 保険年金係 |
| 産婦健康診査 | | |
| 4 | 産後間もない時期の母親の心身の健康状態や育児環境を確認し、産後うつなどの兆候の早期発見を図るとともに、必要に応じて医療機関と連携しながら専門的な支援を行います。 | 健康推進係 |
| 出産・子育て応援交付金事業 | | |
| 5 | 妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援と合わせ、交付金による経済的支援を包括的に行います。 | 健康推進係 |
| 産前産後サポート事業 | | |
| 6 | 妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、助産師などが相談にのり、家庭や地域での孤立の解消を図ります。 | 健康推進係 |
| 産後ケア事業 | | |
| 7 | 支援を必要とする母親とその子に対し、医療機関などへの宿泊機会及びレスパイトケアの提供と助産師による指導・助言を行います。 | 健康推進係 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | | |
| 8 | 生後約2か月頃までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行い、支援を必要とする家庭に対してサポートを行います。 | 健康推進係 |
| 産後うつスクリーニングなどの実施 | | |
| 9 | 産後うつなどの早期発見を図るため、妊娠・出産への不安の強い妊婦や産後間もない産婦について、産後うつ病や個別面談を実施のうえ、初期段階における支援につなげます。 | 健康推進係 |
| 「生理の貧困」に対する支援【まいさぼ信州佐久】 | | |
| 10 | 相談業務や学校での要望を調査し、「生理の貧困」に関して問題を抱える女性への支援窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 福祉係 |
| 女性相談・母子自立相談【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 11 | 配偶者などからの暴力や脅迫、家庭内の不和や近所・職場などの人間関係、その他生活上の相談に対して、女性相談員による相談支援の窓口について情報提供し、必要な支援へのつなぎを図ります。 | 福祉係 健康推進係 |

7 その他生きることの促進要因を増やす取組の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|---------------------------------|
| 多様性と人権が尊重される環境づくり | | |
| 1 | 多様な性のあり方について正しい知識の周知・啓発を行い、性的マイノリティに対する差別や偏見の解消を図ります。多様性と人権が尊重される環境づくりを推進するとともに、当事者が抱える悩みについて相談できる支援体制の整備に努めます。 | 生涯学習係 |
| 性的マイノリティへの支援 | | |
| 2 | 性的マイノリティの人々は、社会や地域の無理解、誤解や偏見などの社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的指向や性自認に関する正しい知識を広め、人権尊重の意識の高揚を図り、理解を促進します。 | 生涯学習係 |
| 犯罪被害者などへの支援（犯罪被害者ネットワーク）【軽井沢警察署】【再掲】 | | |
| 3 | 犯罪による被害を受けた方やその家族、遺族に対し、被害に関する早期回復や軽減を図るための支援を行います。 | 健康推進係 住民係 |
| 被災者の心身のケア | | |
| 4 | 地震や台風など、自然災害などによって被害を受けた町民に対し、保健師による心身の健康相談とこころのケアを行います。 | 健康推進係 |
| ヤングケアラーへの支援の充実 | | |
| 5 | 通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親族などの世話や介護を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援に向けた相談支援体制の構築に努めるとともに、町内の児童生徒における状況把握を図ります。また、支援にあたっては、県と連携を図りながら取り組みます。 | 子育て支援係 学校教育係 健康推進係 福祉係 |

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進



平成28年4月の自殺対策基本法改正において、児童生徒が困難やストレスに直面した際の適切な対処方法を学ぶこと、信頼できる大人に助けを求めることができるようになることを目的とした、学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進について盛り込まれました。

命の危機や困難に直面したときに、助けを求める具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めても良いということを知る「SOSの出し方に関する教育」を実施します。

1 SOSの出し方に関する教育及び講演会の実施

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|--------|
| 1 | SOSの出し方に関する教育の実施 | |
| | スクールサポーターと町の保健師が連携しながら、町内小中学校の児童生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を、それぞれの学年に適した内容の授業形式で実施します。 | 学校教育係 |
| 2 | 警察講話 | |
| | 町内小中学校の児童生徒に向けて、長野県警察生活安全部の企画する講話を開催し、身近な人にSOSを出すことの必要性について啓発していきます。 | 学校教育係 |
| 3 | 子どもの人権SOSミニレター【長野地方法務局佐久支局】 | |
| | 小学校・中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布することで、教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関との連携による課題解決を図ります。 | 人権擁護委員 |

2 教職員や保護者に対する普及啓発

【主な施策・事業】

| | | |
|----------------------------------|--|----------------|
| 教育関係者向けゲートキーパー養成研修の開催【再掲】 | | |
| 1 | 町内小中学校の教職員による見守り・傾聴を促進するとともに、「SOSの出し方に関する教育」を推進するため、町内の教育・保育施設に勤務している教職員・専門職を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。 | 学校教育係 |
| SOSの出し方教室 | | |
| 2 | 児童生徒が悩みや不安を抱え込まず、周囲に打ち明けることができる環境の整備のため、「SOSの出し方教室」を実施します。 | 健康推進係 学校教育係 |
| 特別支援教育の支援員に対する研修の実施 | | |
| 3 | 児童生徒の悩みを聞いて把握し、学校生活におけるストレスを和らげ、こころのゆとりを持てる学校環境を整備するため、教職員を補助する支援員のスキルアップ研修を実施します。 | 学校教育係 |

第5章 重点施策の推進

重点施策1 高齢者



軽井沢町の自殺者のうち、60歳代以上の方が占める割合は、男性において約3割、女性においては半数となっています。

高齢者は、心身の機能の低下や要介護状態となることなどによる健康問題や、仕事や子育てを終えたことによる役割喪失感、周囲との関係が希薄になることによる孤独感などが主な自殺のリスクとして挙げられます。

こうした現状を受けて、町内で暮らす高齢者が、支援を必要とするようになっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築・推進に係る取組と連動した自殺対策を展開していくとともに、高齢者の生きがいきづくり・居場所づくり、高齢者の生活を支える家族介護者への支援などに取り組んでいきます。

1 包括的な支援のための連携の推進

【主な施策・事業】

| | | |
|---|---|---------|
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | |
| 1 | <p>高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅生活に関わる医療機関と介護サービス事業所などの関係者との連携に向けた取組を推進します。</p> <p>また、地域の高齢者が抱える課題や自殺リスクの高い人の情報などを把握するとともに、医療・介護関係者による協議の場での情報共有を図ります。</p> | 地域包括支援係 |
| | 地域包括支援センターでの総合相談事業 | |
| 2 | <p>高齢者の暮らしの総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて相談支援を行うとともに、関係機関へのつなぎや各種福祉サービスの調整を図ります。</p> | 地域包括支援係 |
| | 生活支援体制整備事業 | |
| 3 | <p>地域における生活課題を把握し、課題解決に向けた生活支援サービスなどの提供体制の構築に向けたコーディネートを行うとともに、関係者による情報共有・連携強化を図る場である協議体を設置し、生活支援・介護予防の仕組みづくりを図ります。</p> | 地域包括支援係 |

| | | |
|------------------------------|--|---------|
| 介護予防ケアマネジメント事業 | | |
| 4 | 高齢者一人ひとりの状態の変化に対応するとともに、高齢者が介護保険サービスや総合事業などを適切に利用できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントを行います。また、ケアマネジメントの円滑な実施に向けて保健師やケアマネジャー、介護保険事業所などの連携強化を図るとともに、支援を必要とする高齢者の受け皿となるサービスの充実を図ります。 | 地域包括支援係 |
| 権利擁護事業 | | |
| 5 | 「権利擁護センターかるいざわ」や「さく成年後見支援センター」と連携して高齢者などの権利擁護に関する相談に対応するとともに、成年後見制度を円滑に利用できるよう、情報提供や制度利用への支援を図ります。また、事業実施を通して、利用希望者の自殺リスクが高いとみられる場合は、安定した生活を送ることができるよう関係部署・機関へつなぎます。 | 地域包括支援係 |
| 認知症地域支援推進員等設置事業 | | |
| 6 | 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族に対する支援策を推進していきます。また、認知症地域支援推進員による、認知症の方及びその家族を適切な相談先へとつなぐための相談支援活動を推進します。 | 地域包括支援係 |
| 認知症サポーター等養成事業 | | |
| 7 | 地域や職域において、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を支援する認知症サポーターを養成します。出前講座（こもれびの街講座）においても該当の講座を実施しています。 | 地域包括支援係 |
| 認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業 | | |
| 8 | 認知症や虐待に対する地域支援体制づくりを行います。 | 地域包括支援係 |

2 高齢者の健康不安に対する支援

【主な施策・事業】

| | | |
|----------------------------|--|---------|
| 指定介護予防支援事業と事業を通じた連携 | | |
| 1 | 要支援認定者などに対し、訪問型サービス事業・通所型サービス事業・生活支援事業などを提供することで、要介護状態への移行の予防を図ります。 | 地域包括支援係 |
| 介護予防ケアマネジメント事業【再掲】 | | |
| 2 | 高齢者一人ひとりの状態の変化に対応するとともに、高齢者が介護保険サービスや総合事業などを適切に利用できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントを行います。また、ケアマネジメントの円滑な実施に向けて保健師やケアマネジャー、介護保険事業所などの連携強化を図るとともに、支援を必要とする高齢者の受け皿となるサービスの充実を図ります。 | 地域包括支援係 |

| | | |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 栄養相談事業 | | |
| 3 | 高齢者の食生活の改善・向上を図るため、管理栄養士などによる栄養講話・栄養相談を行います。 | 保険年金係 健康推進係 |
| 各種健（検）診【再掲】 | | |
| 4 | 疾病などの早期発見、早期治療を目的として、がん検診・歯周疾患検診、生活習慣病の予防、早期発見を目的として特定健診などの各種健（検）診を実施します。 | 保険年金係 健康推進係 |
| 特定保健指導【再掲】 | | |
| 5 | 生活習慣病の予防や早期発見のため、健康の保持・増進についての助言などを行い、心身ともに健康でいられるような支援を行います。 | 保険年金係 健康推進係 |
| 生活習慣病等重症化予防事業 | | |
| 6 | 生活習慣病などの重症化によって要介護状態へ移行してしまうことを防止するため、高血圧・糖尿病の未治療者及びコントロール不良者、低栄養者、慢性腎臓病（CKD）の疑いのある方などを対象とした保健指導を実施します。 | 保険年金係 健康推進係 |
| 高齢者訪問指導事業 | | |
| 7 | 介護保険認定者を除く高齢者に対し、保健師・管理栄養士などによる訪問指導を行うことにより、介護予防に係る取組の推進や、地域包括支援センターと連携した支援へのつながりを図ります。 | 保険年金係 |
| 健康教育・相談事業【再掲】 | | |
| 8 | 地域の公民館などにて健康教育や介護予防に関する教室などの出前講座（こもれびの街講座）や相談対応を行うことで、健康の維持・増進を図るとともに、健康や介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。 | 保険年金係 地域包括支援係 健康推進係 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | | |
| 9 | 各地区の公民館において、年に1回、歯科衛生士・管理栄養士などによる、オーラルフレイルやフレイル予防の講話を行います。 | 地域包括支援係 |
| 認知症初期集中支援推進事業 | | |
| 10 | 認知症の方とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」による対応を通して、早期診断と適切な医療・介護サービスへのつながりに向けた支援を行い、本人及び家族の不安の解消を図ります。 | 地域包括支援係 |

3 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【主な施策・事業】

| | | |
|--|--|---------|
| すこやかお出かけ利用券の利用促進 | | |
| 1 | 高齢者が気軽に外出できるようにするとともに、閉じこもりなどの予防を図るため、65歳以上の方を対象にすこやかお出かけ利用券を支給します。 | 高齢者係 |
| 養護老人ホーム入所措置 | | |
| 2 | 環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行います。 | 高齢者係 |
| 老人福祉センターの広報強化 | | |
| 3 | 高齢者が外部との接点を持つとともに地域で孤立してしまうのを防ぐため、高齢者同士の交流を図ることのできる老人福祉センターについて周知し、新規利用者の増加を図ります。 | 高齢者係 |
| 小諸北佐久シルバー人材センター軽井沢支所への機会提供と運営負担金による活動支援 | | |
| 4 | 就労を通して高齢者の生きがいつくりと健康増進を図るため、小諸北佐久シルバー人材センター軽井沢支所に対して、運営負担金による活動支援を行うとともに、高齢者が就労できる機会の提供について働きかけます。 | 高齢者係 |
| ふれあい生き生きサロン事業 | | |
| 5 | 地区の集会施設などを利用して、高齢者などの孤独・孤立予防、閉じこもり予防、認知症予防を目的としたサロン（お茶のみの会）を地区単位で開催します。 | 社会福祉協議会 |
| ひとり暮らし高齢者等安心コール事業 | | |
| 6 | ひとり暮らしの高齢者に定期的に電話をし、元気で過ごしているかなど、安否確認を行います。 | 社会福祉協議会 |
| 避難行動要支援者の見守り活動 | | |
| 7 | 民生委員・児童委員により、高齢者や障がい者などで避難行動要支援者名簿に登録した方の住まいを訪問し状況把握を行うことで、見守りと相談支援へのつなぎを行います。 | 福祉係 |

4 支援者への支援

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|---------|
| 1 | 介護予防ケアマネジメント事業【再掲】 | 地域包括支援係 |
| | 高齢者一人ひとりの状態の変化に対応するとともに、高齢者が介護保険サービスや総合事業などを適切に利用できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントを行います。また、ケアマネジメントの円滑な実施に向けて保健師やケアマネジャー、介護保険事業所などの連携強化を図るとともに、支援を必要とする高齢者の受け皿となるサービスの充実を図ります。 | |
| 2 | 認知症初期集中支援推進事業【再掲】 | 地域包括支援係 |
| | 認知症の方とその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」による対応を通して、早期診断と適切な医療・介護サービスへのつなぎに向けた支援を行い、本人及び家族の不安の解消を図ります。 | |
| 3 | 認知症地域支援推進員等設置事業【再掲】 | 地域包括支援係 |
| | 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族に対する支援策を推進していきます。また、認知症地域支援推進員による、認知症の方及びその家族を適切な相談先へとつなぐための相談支援活動を推進します。 | |
| 4 | 認知症カフェ（オレンジカフェ）などの認知症当事者や家族のつどいの場 | 地域包括支援係 |
| | 認知症の方やその家族が、地域住民や専門職、仲間と出会うサロンの活動を支援し、交流を図ることにより、互いに悩みや情報を共有できる居場所づくりを進めます。 | |

5 生活に不安を抱える高齢者に対する支援の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|----------------|
| 1 | 高齢者外出支援サービス事業 | 社会福祉協議会 |
| | 概ね 65 歳以上の高齢者などであって、家族の支援が得られず公共交通機関を利用することが困難な方に対して、通院などのためのタクシー券の発券を行います。 | |
| 2 | 安心生活創造事業「安心ほっと生活サポート」 | 社会福祉協議会 |
| | ゴミ出しなど、日常生活の中でちょっとした困りごとを地域の関係性（住民同士）の中で支え合うサポート活動です。相談受付、サポーターとの調整はコーディネーターが行います。 | |
| 3 | 成年後見制度利用支援事業 | 福祉係 地域包括支援係 |
| | 判断能力が十分でない高齢者、知的障がいまたは精神障がいなどによって日常生活を営むことに支障がある者に対して、成年後見制度の相談や、後見人選任の審判請求などの支援を行います。 | |

重点施策2 生活困窮者・無職・失業者



生活困窮に陥っている人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、その背景には労働問題や精神疾患、ひきこもり、虐待、家庭内暴力（DV）、介護などの様々な問題が複合的に関わっていることが多くあります。そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策を連動させ、経済面・生活面の支援をはじめとする包括的な支援を提供していく必要があります。

以上のことから、経済的困窮に苦しむ町民を支援する相談支援体制の整備や適切な支援制度の運用、生活困窮者のアウトリーチに向けた取組を推進していきます。

1 相談支援の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|-----------------------------------|--|-----------------|
| 町民無料法律相談【再掲】 | | |
| 1 | 町の顧問弁護士による町民無料法律相談において、自殺リスクの高い者を発見した際は、適切な支援につなげます。 | 住民係 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付紹介と相談 | | |
| 2 | ひとり親家庭への相談対応・訪問面接を実施します。相談内容に応じて無利子（連帯保証人のない場合には有利子）で資金貸付の紹介を行うとともに、家庭が抱える課題に応じて関連部署・機関につなげます。 | 福祉係 |
| 生活福祉資金の貸付と申込の相談への対応 | | |
| 3 | 低所得世帯に対して、日常生活または自立生活を送る上で一時的に必要な費用や、義務教育後の入学や就学するために必要な教育資金の貸付を行います。 | 社会福祉協議会 |
| くらしと健康の相談会【佐久保健福祉事務所】【再掲】 | | |
| 4 | 健康問題・経済問題・家庭問題などの様々な相談を受け付けるワンストップ型の相談会について案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 生活や仕事での悩みごと相談事業（まいさぼ出張相談所） | | |
| 5 | 包括的な支援の入口として、経済的困窮に関する課題の有無に関わらず相談対応に応じます。失業、ひきこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気・介護、障がいなど様々な課題解決方法について相談者とともに考えます。また、自殺に関連した研修会などへの参加及び関係機関との連携を図ります。 | 社会福祉協議会 |

2 居場所づくりや生活支援の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|-----------------------------------|--|---------|
| 居場所づくりと連動した生活困窮者へのアウトリーチ | | |
| 1 | フードバンク軽井沢と連携した生活困窮者の居場所づくりを推進するとともに、相談対応と自立支援へのつなぎを図ります。 | 福祉係 |
| 地域サロンと連動した支え合う地域づくり | | |
| 2 | 社会福祉協議会と連携して地域交流会・懇談会などの居場所づくりを推進し、地域において顔の見える関係づくりを図ります。 | 地域包括支援係 |
| 生活困窮者自立支援・相談窓口事業【まいさぼ信州佐久】 | | |
| 3 | 生活に困っているが身寄りがいない、仕事に就くことができていない、病気などにより仕事や生活に不安がある人などに対して、専門の支援員が地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の相談支援を実施します。また、社会福祉協議会にまいさぼ出張所を設置し、初期相談の受付を行い、「まいさぼ信州佐久」と連携して生活困窮者自立支援制度に基づく支援を図ります。 | 社会福祉協議会 |

3 生活困窮を抱えたハイリスク者への包括的な支援

【主な施策・事業】

| | | |
|-----------------------------|---|-------------------|
| 生活保護事務 | | |
| 1 | 生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた適切な保護を行うことで、生活の安定・自立を支援します。また、生活保護の背景にある状況・課題の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなげます。 | 福祉係 |
| 家計改善支援事業【まいさぼ信州佐久】 | | |
| 2 | 家計の状況を可視化し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を通して、多重債務などからの生活再建を支援する窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 社会福祉協議会 |
| フードドライブ事業【フードバンク軽井沢】 | | |
| 3 | 家庭や職場で使用されていない食品を集め、軽井沢町社会福祉協議会を通じて、生活困窮などにより食料を必要としている家庭に届けます。 | 【窓口案内】 社会福祉協議会 |
| 生活福祉資金貸付事業 | | |
| 4 | 低所得世帯や障がいのある人、高齢者世帯などに対し、生活に必要な資金の貸付を行うことで、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進などを、長野県社会福祉協議会と連携を図りながら実施します。 | 社会福祉協議会 |

| | | |
|----------------------------|--|------------------------|
| 住居確保給付金事業【まいさぼ信州佐久】 | | |
| 5 | 離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失またはそのおそれのある方を対象に、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行う窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 社会福祉協議会 |
| 一時生活支援事業 | | |
| 6 | 住居を持っていない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所と食事を提供します。また、安定した生活の確保や就労機会の確保に向けた支援を行い、自立促進を図ります。 | 福祉係 |
| 就労準備支援事業【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 7 | 就業が著しく困難な生活困窮者を対象に、就労促進を図るための支援事業の案内をします。 | 【窓口案内】 福祉係 健康推進係 |
| 就労自立促進事業【まいさぼ信州佐久】 | | |
| 8 | 生活困窮者や児童扶養手当受給者を対象とした就労支援について、ハローワーク佐久小諸出張所及び生活就労支援センター「まいさぼ信州佐久」との間で締結した協定に基づき、就職支援ナビゲーターや関係機関と連携しながら求職活動支援を行います。 | 【窓口案内】 福祉係 |

4 無職者・失業者に対する相談窓口の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|-----------------------------------|--|-----------------|
| 生活困窮者などの就労支援 | | |
| 1 | 家庭や健康面・経済面・人間関係などの様々な問題を抱えている生活困窮者などに対し、「まいさぼ信州佐久」及びハローワーク佐久小諸出張所と連携して、就労支援を行います。 | 福祉係 |
| 専門家によるこころの健康相談 | | |
| 2 | 就職に対して様々な悩みや心理的不安を抱える方を対象にアドバイスを実施し、健康的な職業生活を送ることができるよう支援することに加え、必要に応じてハローワーク佐久小諸出張所などによる支援につなげます。 | 福祉係 |
| 心配ごと・悩みごと相談【ハローワーク佐久小諸出張所】 | | |
| 3 | 心配ごと・悩みごとを抱えている方、または精神科や心療内科を受診している方のうち就職活動をしている方の心配ごと・悩みごとの相談窓口の案内をします。 | 【窓口案内】 健康推進係 |

重点施策3 子ども・若者



令和2年の新型コロナウイルス感染症感染拡大以降、児童生徒を取り巻く環境に大きな変化が生じたことから、子どもの自殺の増加が大きな問題となっています。令和4年には全国で小中高生の自殺者数が過去最多となっており、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して以降も、児童生徒の生活状況や抱えている悩みについて正確に把握し、継続して対策を講じていくことが求められています。

また、令和4年度には、年間30日以上学校を欠席した不登校状態にある小中学生は前年から約2割も増え、全国で約29万9,000人と10年連続で過去最多を記録しました。不登校に至る要因は一人ひとり異なることから、それぞれのケースにあったきめ細かな支援が必要です。

子どもの自殺の大きな原因となっているいじめについても、令和4年度に全国で認知された件数は約68万件と過去最多を記録しており、児童生徒の自殺防止において大きな課題となっています。いじめの未然防止・早期対応に向けた取組をいっそう充実させるとともに、命の尊さ・大切さについて実感し、お互いを尊重し合うところを養うことのできる教育を実践していきます。

1 いじめを苦にした自殺の防止

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|-------|
| 1 | いじめ問題対策連絡協議会 | |
| | いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るため、学校や生徒指導委員会、その他の関係部署の連携のもと、いじめに関する報告・連絡・相談を実施する協議会を運営します。 | 学校教育係 |
| 2 | いじめの防止などの対策のための学校組織の設置 | |
| | 各学校において、複数の教職員や心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者から構成される「いじめの防止などの対策のための学校組織」を設置します。 | 学校教育係 |
| 3 | 教育相談 | |
| | 教育相談の実施を通して、児童生徒やその保護者が抱える悩みの把握と課題解決、その後の観察を図ります。 | 学校教育係 |
| 4 | いじめ防止に向けた教職員研修の実施 | |
| | いじめが起こりにくい学級づくりを図るため、教職員研修の内容を、より生徒への理解が深まる内容となるよう工夫していきます。 | 学校教育係 |
| 5 | アンケート・チェックリストを活用した学級環境の改善 | |
| | 町内の中学校においてQ-Uアンケート（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を、各小学校においてi-check（学級満足度調査）を実施することで、児童生徒の心理面や学級の状況の把握を図り、学級運営や授業内容の改善を図ります。 | 学校教育係 |

| | | |
|-----------------------------|---|-----------------|
| いじめへの対応 | | |
| 6 | <p>「いじめの防止などの対策のための学校組織」を中核とした組織的対応と傾聴を通して、いじめの全体像の把握を図ります。いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援を行うとともに、加害児童生徒とその保護者への指導を行い、それぞれ支援・指導の対象者として継続的な対応を行います。</p> <p>また、加害児童生徒とその保護者において、福祉サービスなどの必要性がある場合は、関係部署・機関へのつなぎを行います。</p> | 学校教育係 |
| いじめによる重大事態への対応体制の整備 | | |
| 7 | <p>いじめによる自殺や自殺未遂などの重大な事態が発生した場合は、「学校危機管理マニュアル」に基づく迅速かつ適正な組織的対応を図ります。</p> <p>また、学校と教師は関係機関との連携を図り、児童生徒へのこころのケアに努めるとともに、重大事態に関する調査を速やかに行う体制を整えます。</p> | 学校教育係 |
| メディア・リテラシー教育の実施 | | |
| 8 | <p>メディアやSNSなどを、トラブルに巻き込まれることなく正しく活用できるよう、ICT（情報通信技術）をはじめとした様々なメディアの危険性についての授業を実施します。</p> | 学校教育係 |
| 学校への専門家の派遣 | | |
| 9 | <p>各学校へスクールカウンセラーを派遣し、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制を充実させます。</p> | 学校教育係 |
| 思春期精神保健相談【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 10 | <p>不登校、勉強に集中できないなど、思春期特有のこころの悩みに対し、児童精神科医が本人や家族などの相談に対応する窓口の案内をします。</p> | 【窓口案内】 健康推進係 |
| スクールサポーター事業 | | |
| 11 | <p>いじめや不登校など学校生活全般に関することや、特別な支援を必要とする児童生徒の就学について、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に合わせ、スクールサポーターがきめ細かな相談対応を行います。相談は対面だけでなく、電話でも受け付けています。</p> | 学校教育係 |
| 相談カードの配布 | | |
| 12 | <p>すべての児童生徒に対して、無料で相談できる「子どもの人権110」や「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口についての情報が掲載されたカードを配布し、自殺のリスクの低減を図ります。（長野県教育委員会心の支援課が作成）</p> | 学校教育係 |

| | | |
|----|--|---------------------------------|
| 13 | ヤングケアラーへの支援の充実【再掲】 | |
| | 通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親族などの世話や介護を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援に向けた相談支援体制の構築に努めるとともに、町内の児童生徒における状況把握を図ります。また、支援にあたっては、県と連携を図りながら取り組みます。 | 子育て支援係 学校教育係 健康推進係 福祉係 |

2 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|---|---|------------------------------|
| 1 | 生活福祉資金の貸付と申込の相談【再掲】 | |
| | 低所得世帯に対して、日常生活または自立生活を送る上で一時的に必要な費用や、義務教育後の入学や就学するために必要な教育資金の貸付を行います。 | 社会福祉協議会 |
| 2 | 要保護・準要保護児童生徒援助 | |
| | 就学が困難と認められる児童生徒に対し、学用品購入費などを援助します。 | 学校教育係 |
| 3 | 母子・父子寡婦福祉資金の貸付紹介と相談【再掲】 | |
| | ひとり親家庭への相談対応・訪問面接を実施します。相談内容に応じて無利子（連帯保証人のない場合には有利子）で資金貸付の紹介を行うとともに、家庭が抱える課題に応じて関連部署・機関につなげます。 | 福祉係 |
| 4 | ひとり親家庭への支援 | |
| | ひとり親家庭は、家族との離別・死別を経験していることで自殺のリスクを高める可能性があることに加え、子育てと生計の維持をひとりで担うことにより、就業面や生活面で困難を抱えていることが多くあります。各種手当の支給における窓口業務などにおいて、生活上の問題について把握するよう努め、必要な支援へとつなげます。 | 福祉係 学校教育係 児童係 保険年金係 |
| 5 | 保育園子育て相談【再掲】 | |
| | 4保育園において子育てについての相談を受け、心配ごとや不安の解消を支援します。 | 児童係 |

3 次世代を担ういのちを支える取組の推進

【主な施策・事業】

| | | |
|---|--|-------|
| 1 | 産前産後サポート事業【再掲】 | |
| | 妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、助産師などが相談にのり、家庭や地域での孤立の解消を図ります。 | 健康推進係 |
| 2 | 産婦健康診査【再掲】 | |
| | 産後間もない時期の母親の心身の健康状態や育児環境を確認し、産後うつなどの兆候の早期発見を図るとともに、必要に応じて医療機関と連携しながら専門的な支援を行います。 | 健康推進係 |

| | | |
|---------------------------------------|---|------------------------|
| 保健センターによる切れ目のない伴走型支援【再掲】 | | |
| 3 | 妊娠期から子育て期において支援を必要とする家庭に対し、地区担当保健師・助産師が継続的な支援を行います。 | 健康推進係 |
| 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】 | | |
| 4 | 生後約2か月頃までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行い、支援を必要とする家庭に対してサポートを行います。 | 健康推進係 |
| 要保護児童対策地域協議会【再掲】 | | |
| 5 | 虐待を受けている子どもや非行児童をはじめとする要保護児童などの早期発見や適切な保護・支援を図るため、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関などによる子どもやその家庭に関する情報共有と対応の検討を行います。 | 子育て支援係 |
| 子どもの相談窓口 | | |
| 6 | 子どもが抱えるいじめや虐待・友人や学校での悩みの他、保護者が抱える育児・子育ての悩みなどの子どもに関する様々な悩みに対して、子育て支援センター「るるぱる」や町役場にて相談支援を行うとともに、必要に応じて長野県子ども支援センターなどの専門機関に紹介します。 | 子育て支援係 児童係 学校教育係 |
| 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業） | | |
| 7 | 子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談や情報の提供、乳幼児とその保護者の交流の場の提供を通して、育児負担の軽減を図ります。 | 子育て支援係 |
| 「こども家庭センター」の整備 | | |
| 8 | 関係機関などの連携により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の整備を進めていきます。 | 子育て支援係 |
| プレママパパ教室 | | |
| 9 | 妊娠・出産・育児に対して必要な情報提供や不安の解消を行うとともに、夫婦で協力して育児に取り組めるよう、プレママパパ教室を行います。 | 健康推進係 |
| 産後ケア事業【再掲】 | | |
| 10 | 支援を必要とする母親とその子に対し、医療機関などへの宿泊機会及びレスパイトケアの提供と助産師による指導・助言を行います。 | 健康推進係 |
| 包括的な性教育の実施 | | |
| 11 | 令和6年度から4保育園で「生命（いのち）の安全教育」として、保育士、園児、保護者を対象とした包括的な性教育の研修会を実施します。 | 児童係 |

4 関係機関と連携した子ども・若者への支援の充実

【主な施策・事業】

| | | |
|------------|---|---------|
| どこでも実家宣言事業 | | |
| 1 | 若者のボランティアや就労体験のサポートをはじめ、困ったことがあれば気軽に相談できる場所を設けます。 | 社会福祉協議会 |

5 ICTを活用した相談体制の整備と周知

【主な施策・事業】

| | | |
|---------------------|--|-------------------------|
| タブレット端末を活用した相談窓口の設置 | | |
| 1 | 児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用し、家庭から出られない児童生徒に対してオンライン面接を行います。 | 学校教育係 |
| SNSを活用した相談体制の構築 | | |
| 2 | 国や県で実施している、LINEやX(旧Twitter)などのSNSを活用した相談先を周知します。 | 健康推進係 学校教育係 生涯学習係 |

重点施策4 勤務・経営者



労働者や経営者は、過重労働や職場の人間関係、経営不振、ハラスメント被害などの様々な要因により心身の健康を損ないやすいとされています。また、職場での勤務問題が家庭環境や経済状況に影響を及ぼし、自殺のリスクが高まる実態もあることから、自殺のリスクを生まない職場環境を構築することが求められています。

以上のことから、職場における対策として、メンタルヘルスやハラスメント対策などの周知などを行っていきます。また、町内の企業においては、企業や従業員などの健康状態などを把握し、適切な相談窓口へつなげる取組などを進めていきます。

1 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策などの推進・長時間労働の是正

【主な施策・事業】

| | | |
|--|---|--------------------------|
| 働き方改革、ハラスメント防止に係る事業主への助言・指導 【ハローワーク佐久小諸出張所】 | | |
| 1 | 町内企業に対し、働き方改革やハラスメント防止についてのパンフレットなどによる周知を行うとともに、事業主に対する助言・指導などを行う窓口を案内します。 | 【窓口案内】 観光商工係 健康推進係 |
| 労働教育講座【東信労政事務所】【再掲】 | | |
| 2 | 労働問題や安心して働ける職場環境づくりなどについて、幅広く学んでいただくための各種労働教育講座の案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |
| 出前講座の案内【佐久保健福祉事務所】 | | |
| 3 | 町内企業、労働組合などに対し、職場における心身の健康管理などに関する講座や、防犯・医療・福祉・環境など様々なテーマに関する講座について案内します。 | 【窓口案内】 健康推進係 |
| 職場におけるメンタルヘルス相談【東信労政事務所】【再掲】 | | |
| 4 | 産業カウンセラーによる職場におけるメンタルヘルスに関する相談窓口案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |
| 精神保健福祉相談【再掲】 | | |
| 5 | 心身の変調や不調に気づいた人からの相談を電話及び来所にて受け付け、必要に応じて関係部署・機関につなげます。 また、相談支援後において、必要に応じてフォローアップや関係各課との連携による支援を行います。 | 健康推進係 |

2 町内の企業経営者などに対する支援

【主な施策・事業】

| | | |
|--------------------------------------|--|-----------------|
| 中小企業振興資金融資他各種補助金【長野県経営・創業支援課】 | | |
| 1 | 企業や従業員などの現状を把握し、必要に応じて適切な相談窓口案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |
| 商工業者への補助 | | |
| 2 | 町ホームページにおいて各種事業者補助について周知し、また金融機関などと連携し必要に応じて適切な相談窓口案内をします。 | 【窓口案内】 観光商工係 |

第6章 自殺対策の推進体制

第1節 計画の推進体制

1 行政

軽井沢町は、自殺総合対策大綱及び地域の実情などを勘案して、地域自殺対策計画を策定するとともに、町民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する主体となります。

また、軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会を定期的に開催し、各施策や支援対象者などの情報を共有し、連携体制の構築を図ります。

2 関係団体

保健・医療・福祉・教育・労働・法律・その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係しないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体などの関係団体は、自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性などに応じて積極的に自殺対策に参画することが必要です。

3 民間団体

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動だけでなく、保健・医療・福祉・教育・労働・法律・その他の関連する分野での活動も生きることの促進要因への支援につながり、自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

4 企業

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者のこころの健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレスによって起こる疾患や勤務問題による自殺は本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

5 町民・別荘所有者・滞在者・町内就業者及び通学者

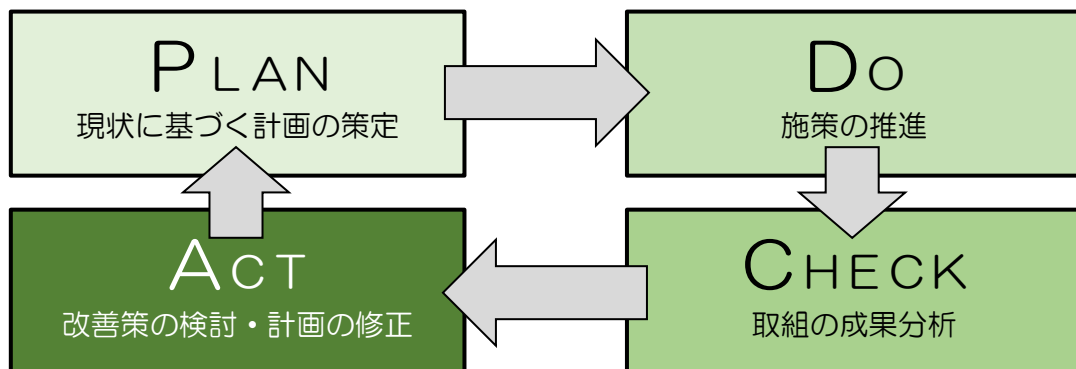
町民・別荘所有者・滞在者・町内就業者及び通学者は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解することが必要です。また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実を踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めることが求められます。加えて、自身のこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処できるようになることが大切です。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組むことが求められます。

第2節 計画の進行管理

地域における自殺の状況は、様々な社会環境の変化などによって急変することが考えられます。そのため、自殺対策の推進にあたっては、計画的な取組の展開と状況に応じた進捗評価・見直しによる柔軟な対応が求められます。

本計画を効果的に推進していくため、軽井沢町の自殺の現状を踏まえた計画の策定（P l a n）、適切な評価指標や目標を定めた上での施策の推進（D o）、実施した取組の成果分析（C h e c k）、分析結果を踏まえた取組の改善と計画の修正（A c t）による自殺対策のP D C Aサイクルに基づいて、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組を推進していきます。



第3節 計画の取組指標

本計画の着実な推進を図るため、進捗の評価を目的として以下のとおり取組指標を設定します。

基本施策1 軽井沢町におけるネットワークの強化

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|--------------------------|----------------|-----------------|-------|
| 軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会の開催回数 | 年1回 | 年1回 | 健康推進係 |

基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|-----------------------|----------------|-----------------|-------|
| 町職員向けゲートキーパー養成研修の実施回数 | — | 年1回 | 健康推進係 |

基本施策3 町民への啓発と周知

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|-------------------------|----------------|-----------------|-------|
| 町広報紙などへの掲載による周知・啓発の実施回数 | 年2回 | 年2回以上 | 健康推進係 |
| 町民への研修の実施回数 | 年1回 | 年1回 | 健康推進係 |

基本施策4 生きることの促進要因への支援

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|-------------------------|----------------|-----------------|-------|
| 精神障がい者社会復帰事業(デイケア)の参加者数 | 54人 (延べ人数) | 80人 (延べ人数) | 健康推進係 |
| 地区での健康教室の実施回数 | — | 5地区 | 健康推進係 |

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|---------------------|----------------|---------------------------|-------|
| SOSの出し方に関する教育の実施学校数 | 2校 | 町内すべての 小中学校で 実施(4校) | 学校教育係 |

重点施策1 高齢者

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|------------------|------------------|-----------------|------|
| すこやかお出かけ利用券の利用促進 | 73.7% (令和4年度) | 80%以上 | 高齢者係 |

重点施策2 生活困窮者・無職・失業者

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|-------------------------|----------------|-----------------|--------------|
| 民生児童委員との連携強化に向けた啓発の実施回数 | — | 年3回以上 | 福祉係 健康推進係 |

重点施策3 子ども・若者

| 取組指標 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和10年度) | 担当部署 |
|----------------|------------------|-----------------|-------|
| 相談窓口の周知を行う媒体の数 | 1媒体 (町ホームページ) | 2媒体以上 | 健康推進係 |

資料編

1 軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年3月30日告示第11号

軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、軽井沢町における自殺対策を総合的に推進するため、軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策に関する計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び関係機関、関係団体等の連携強化に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 経済関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 地域関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて委員以外の者の参加を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉課健康推進係に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 軽井沢町のち支える自殺対策推進協議会委員名簿

(任期：令和4年5月1日～令和6年4月30日)

| | 氏名 | 所属・役職名など | 備考 |
|----|--------|-----------------------|-----|
| 1 | 高尾幸男 | 軽井沢町民生福祉委員協議会(人権擁護委員) | 会長 |
| 2 | 土屋和子 | 軽井沢町民生福祉委員協議会 | 副会長 |
| 3 | 宮崎信行 | 小諸北佐久医師会 | |
| 4 | 二宮里美 | 軽井沢病院 医師 | |
| 5 | 櫻井美沙 | 軽井沢病院 医療相談員 | |
| 6 | 中嶋康博 | 小諸北佐久薬剤師会 | |
| 7 | 花里一恵 | 教育委員 | |
| 8 | 田野公章 | 西部小学校校長 | |
| 9 | 佐藤さや香 | 西部小学校 養護教諭 | |
| 10 | 大工原亮子 | 軽井沢商工会 | |
| 11 | 柳澤業太 | J A 佐久浅間軽井沢支所長 | |
| 12 | 中山晃 | 軽井沢郵便局長 | |
| 13 | 高梨貴光 | 軽井沢町社会福祉協議会 | |
| 14 | 金山則子 | 軽井沢町民生福祉委員協議会 | |
| 15 | 饗場晴雄 | 軽井沢町区長会長 | |
| 16 | 中澤善人 | 軽井沢町老人クラブ連合会長 | |
| 17 | 山本味喜子 | 軽井沢町保健補導員会 | |
| 18 | 清水恵美 | 佐久保健福祉事務所 保健師 | |
| 19 | 軽井沢警察署 | 生活安全・刑事課 | |
| 20 | 軽井沢消防署 | 消防課 | |

3 計画の策定経過

| 年月日 | 会議名など | 内容 |
|--------------------------|-----------------------------|--|
| 令和4年12月2日～ 令和4年12月19日 | 「軽井沢町 こころの健康に関する町民意識調査」の実施 | |
| 令和4年12月22日 | 令和4年度軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会 | (1) 第2次軽井沢町自殺対策推進計画策定業務進捗状況について (中間報告) |
| 令和5年5月24日 | 令和5年度第1回軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会 | (1) 第2次軽井沢町自殺対策推進計画・軽井沢町 こころの健康に関する町民意識調査について (2) 長野県の自殺の状況・第4次長野県自殺対策推進計画の概要について |
| 令和5年12月22日 | 令和5年度第2回軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会 | (1) 第2次軽井沢町自殺対策推進計画について |
| 令和6年2月1日～ 令和6年3月1日 | パブリックコメント(意見公募) | |
| 令和6年3月13日 | 令和5年度第3回軽井沢町いのち支える自殺対策推進協議会 | (1) 第2次軽井沢町自殺対策推進計画について |

第2次軽井沢町自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない軽井沢町を目指して～

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

発行 軽井沢町役場 保健福祉課

〒389-0111

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844-1

木もれ陽の里内

電話：0267-45-8549 FAX：0267-44-1396